

足立区地域自立支援協議会 令和4年度～令和5年度 活動報告書

令和6年3月

足立区地域自立支援協議会

はじめに

足立区では、平成19年3月に「足立区地域自立支援協議会」を設置しました。この協議会は、地域の関係機関同士が協力し合い、地域の状況に即した体制整備などについて協議する機能を果たしてきました。平成30年度には部会とネットワークを再構築し、以後は本会議と6つの専門部会の体制で実施しています。平成30年度以降、2年度を1期として活動しており、令和4年度から令和5年度までの今期は再構築後の第3期となります。

第2期では、各専門部会の共通のテーマとして、「災害（水害）について」を取り上げましたが、今期は、各専門部会が、それぞれの分野・領域毎に地域課題を取り上げ、協議を行いました。くらし部会では感染症に関する課題の整理と高齢化について、はたらく部会では地域に根差した就労支援について、こども部会ではこども家庭庁の創設等の状況を踏まえた連携体制について、相談支援部会では相談における情報共有とICT活用について、権利擁護部会では差別解消と合理的配慮、権利条約、成年後見制度の利用促進等について、精神医療部会では「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築」にかかるワーキングの取り組みと精神科病院への調査等について、各専門部会の取り組みは多岐にわたるものです。

本会議では、専門部会での取り組みを共有し、横断的に整理してきました。部会ごとに独自の課題があがる一方で、「支援やサービスの質」「人材の確保と育成」「医療・教育・介護等多分野との連携」「ライフステージのつなぎや将来を見据えた関わり」「複雑・困難な事例を解決するための事例検討の場や調整機能」「障がい理解や人権」等、共通した課題もありました。「足立区障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」についても、策定段階である令和5年12月の本会議において、委員の皆様、地域課題という視点から様々なご意見をいただきました。

また、今期は、協議会の運営全般についても、見直しを行ってきました。地域の視点が重視される背景から、国の規定・指針等において、協議会等にて取り組むべきとされる事項が増加しています。その中の重要な一つが、地域の事業や実践についての評価機能の強化です。足立区では、令和5年度から「足立区障がい者ケアマネジメント評価会議」を「協議会に準ずる機関」と位置づけ、「地域生活支援拠点等」「日中サービス支援型共同生活援助事業所」「相談支援」を対象とした評価を行うこととしました。これにより評価を深めることができると同時に、協議会の本来の役割である情報共有や協議の時間を確保することができました。今後も、当事者、関係機関そして地域の皆様の声に耳を傾けながら、より豊かな「共生社会」の実現に向けて、協議会の活動を、足立区に合った形で、進めて参りたいと思います。

第3期の協議のまとめとして、足立区地域自立支援協議会は、設置要綱第5条に基づき、この2年間に把握された課題等を含めた活動内容を報告いたします。

令和6年3月

足立区地域自立支援協議会 会長 小澤 温

目次

はじめに.....	1
1 本会議及び運営全般について.....	3
(1) 協議会の役割と運営の確認について.....	3
(2) 協議会の評価機能と足立区ケアマネジメント評価会議の位置づけ.....	3
(3) 協議会とネットワーク.....	3
(4) 障がい者計画等に対する協議会からの意見.....	3
「足立区地域自立支援協議会 本会議・専門部会の協議の進行について」.....	4
「足立区地域自立支援協議会の目的・機能」.....	5
「足立区の協議会とネットワーク」.....	6
2 専門部会.....	7
部会の構成と各部会の主な目的・今期の重点課題.....	7
3 開催状況.....	9
(1) 本会議の開催状況.....	9
(2) 障がい者ケアマネジメント評価会議.....	10
(3) 専門部会.....	11
ア くらし部会.....	11
イ はたらく部会.....	12
ウ こども部会.....	13
エ 相談支援部会.....	14
オ 権利擁護部会.....	15
カ 精神医療部会.....	16
4 専門部会活動報告書.....	17
くらし部会（令和4年度）別紙「新型コロナウイルス感染症に関わる今後の対応策案」.....	18
くらし部会（令和5年度）別紙1「障がいのある方・家族・関係者における感染症対応の課題と対応案」・別紙2「障がいのある方・家族の方・介護者等の高齢化の課題について」.....	19
はたらく部会（令和4年度）.....	20
はたらく部会（令和5年度）別紙「令和5年度協議内容まとめ」.....	21
こども部会（令和4年度）.....	22
こども部会（令和5年度）.....	23
相談支援部会（令和4年度）別紙「ライフステージに対応する地域資源情報一覧」...24	
相談支援部会（令和5年度）別紙1「足立区の社会資源マップ（相談支援事業所）」・別紙2「足立区の社会資源マップ（グループホーム）」.....	25
権利擁護部会（令和4年度）.....	26
権利擁護部会（令和5年度）.....	27
精神医療部会（令和4年度）別紙1「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかるワーキンググループの経過について」・別紙2「事例の課題を『にも包括』の7つの要素に分類」.....	28
精神医療部会（令和5年度）.....	29
5 地域課題と「足立区障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」.....	30
「足立区障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画【素案】」に対する協議会からの意見の聴取について.....	30
この2年間に協議された主な内容・抽出課題と「柱立て」.....	32

1 本会議及び運営全般について

(1) 協議会の役割と運営の確認について

今期は、新体制の3期目にあたります。委員等の入れ替わりがある中、本会議においては、目的や機能、協議の進め方を改めて確認しました。(4ページ「足立区地域自立支援協議会 本会議・専門部会の協議の進行について」)

(2) 協議会の評価機能と足立区ケアマネジメント評価会議の位置づけ

国の基準や指針、運営手引き等においては、「地域生活支援拠点等」、「日中サービス支援型共同生活援助」や「相談支援」に関する検証・評価が自立支援協議会の役割とされています。

足立区では、「地域生活支援拠点等」は、令和3年度末に整備、令和4年度に事業を開始しています。整備に至るまで、協議会により検討を行い、その後も、国の成果指標により年1回の協議会による検証が求められており、令和4年度まで、協議会において検証を進めて来ました。「日中サービス支援型共同生活援助事業所」は、令和4年度中、区内初の事業所の開設がありました。協議会の限られた回数・時間では「地域生活支援拠点等」、「日中サービス支援型共同生活援助事業所」等の検証・評価は難しく、令和5年度からは、これまで、相談支援過程の評価を行っていた「足立区障がい者ケアマネジメント評価会議」(以下、「評価会議」)の評価対象に、「地域生活支援拠点等」、「日中サービス支援型共同生活援助事業所」を加えて、評価を深めていくこととしました。「足立区ケアマネジメント評価会議」は「協議会に準ずる機関」と位置づけられ、主任相談支援専門員からの意見聴取等、足立区の地域の状況と課題に合致した評価の仕組みの構築を目指しています。(5ページ「足立区地域自立支援協議会の目的・機能 構成図」)

(3) 協議会とネットワーク

相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の研修のカリキュラムに協議会についての調査や参加が組みこまれるなど、障がい関連機関の従事者等からの自立支援協議会への関心が高まっています。相談支援専門員の初任者研修では、協議会やネットワークの関連図を作成し、配布しました。(6ページ「足立区の協議会とネットワーク」)

部会長や協議会事務局が、東京都自立支援協議会による連絡会等に参加し、東京都や他区市との情報交換や連携等も進めています。

(4) 障がい者計画等に対する協議会からの意見

令和5年度第2回の本会議(令和5年12月)では、策定段階の「足立区障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画【素案】」に対して、委員から意見をお話しいただきました。本活動報告書の最後には、聴取した意見や各部会が抽出した地域課題と、「計画」の「柱立て」との関連をまとめました。(30ページ「足立区障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画【素案】に対する協議会からの意見の聴取について」、32ページ「この2年間に協議された主な内容・抽出課題と柱立て」)

「足立区地域自立支援協議会 本会議・専門部会の協議の進行について」

1 協議において大切にしたいこと

足立区地域自立支援協議会では、次のことを大切にしています。

共通の目的	障害者総合支援法がめざす「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」や、足立区の計画における「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」について、全員が大きな共通意識を持ちながら参加します。
情報の共有	参加者が抱える実際の個別事案から、地域の実情や、地域課題を集め共有します。※「個別支援会議」が原点
具体的協働	持ち寄った地域の課題については、参加者が、自らの課題として受け止め、自分のところでは何ができるのかと考え、共に解決しよう、一歩でも前進しようという立場で協力していきます。
地域の関係者によるネットワークの構築	様々なニーズに対応していくため、保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野・多職種による多様な支援を一体的かつ継続的に用意していくよう取り組みます。

2 進行役

本会議は会長に、専門部会は部会長に進行をお願いしています。

3 公開・非公開

- (1) 本会議と専門部会は、公開（＝傍聴者あり）を原則としています。
- (2) 本会議は、専門部会で詳しく検討された内容をもとに、地域の課題などの全体的な内容を取り上げるため、公開としています。
- (3) 専門部会は、個別事案（個人が推測される可能性がある内容）を取り扱う場合に限り、部会長の判断により非公開とします。たとえば、年数回開催する専門部会のうち1回を非公開とすることもできます。
- (4) 専門部会を公開として開催していたものの、協議の進行上、個別事案について取り上げる必要が生じた場合、部会長は、傍聴者に一時退室を求めることができます。

4 情報発信と個人情報の取り扱いについて

- (1) 協議会では、参加者が抱える実際のケースや地域の課題を持ち寄るなど、個々のニーズから見える地域課題や対応の実情を「地域の情報」として発信し、共有します。
- (2) 公開の会議で、個別事案をもとにした「地域の情報」を取り上げる際は、固有名詞を避け、事案を抽象化、一般化するなど、プライバシーに十分配慮ください。

5 会議録の作成とホームページの掲載について

- (1) 会議録作成のため、会議の様子を録音させていただいております。
- (2) 公開にそぐわないものを除き、会議録（内容・発言者名）は足立区ホームページに公開します。
- (3) ご発言をいただいた委員の皆様には後日、会議録（案）をお送りしますので、内容の確認をお願いいたします。

「足立区地域自立支援協議会の目的・機能」

1 法的な位置づけ

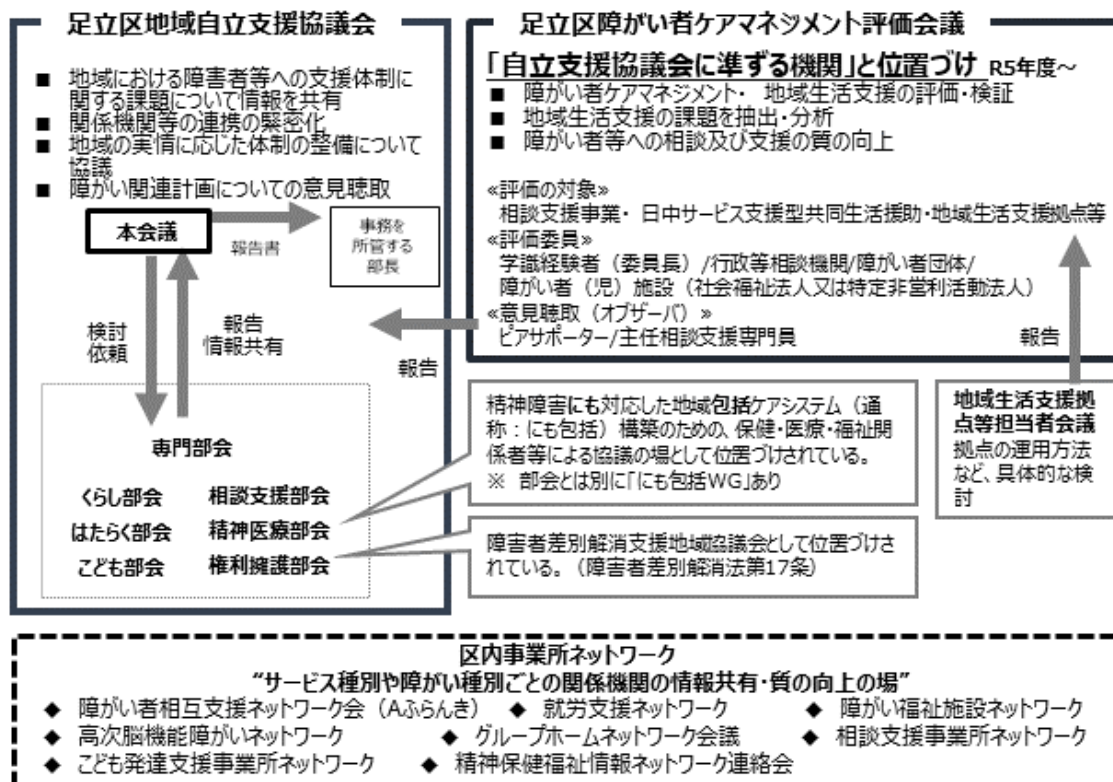
- (1) 地方公共団体は、(中略) 障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。(障害者総合支援法第89条の3第1項)
- (2) 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。(障害者総合支援法第89条の3第2項)

2 役割

- ① 各機関の情報交換と連携強化
 - ② 困難事例検討と対応方法の検討
 - ③ 各機関が抱える課題の抽出及び障がい福祉行政への提言
 - ④ 地域における権利擁護システムの検討
 - ⑤ 市町村障害福祉計画を定め変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。(障害者総合支援法第88条第8項)
 - ⑥ 市町村障害児福祉計画を定め、変更しようとする場合は、あらかじめ協議会の意見を聴くよう努めなければならない。(児童福祉法第33条の20第9項)
- ⑦ 「地域生活支援拠点等」の運営検証・検討 ⇒ 地域ニーズに合った社会資源の整備
 - ⑧ 「日中サービス支援型共同生活援助」の報告・評価 ⇒ 地域に開かれたサービスとするため

※ ⑦と⑧は 令和5年度から「足立区障がい者ケアマネジメント評価会議」にて評価

3 現在の足立区地域自立支援協議会の構成 2023(令和5)年度から

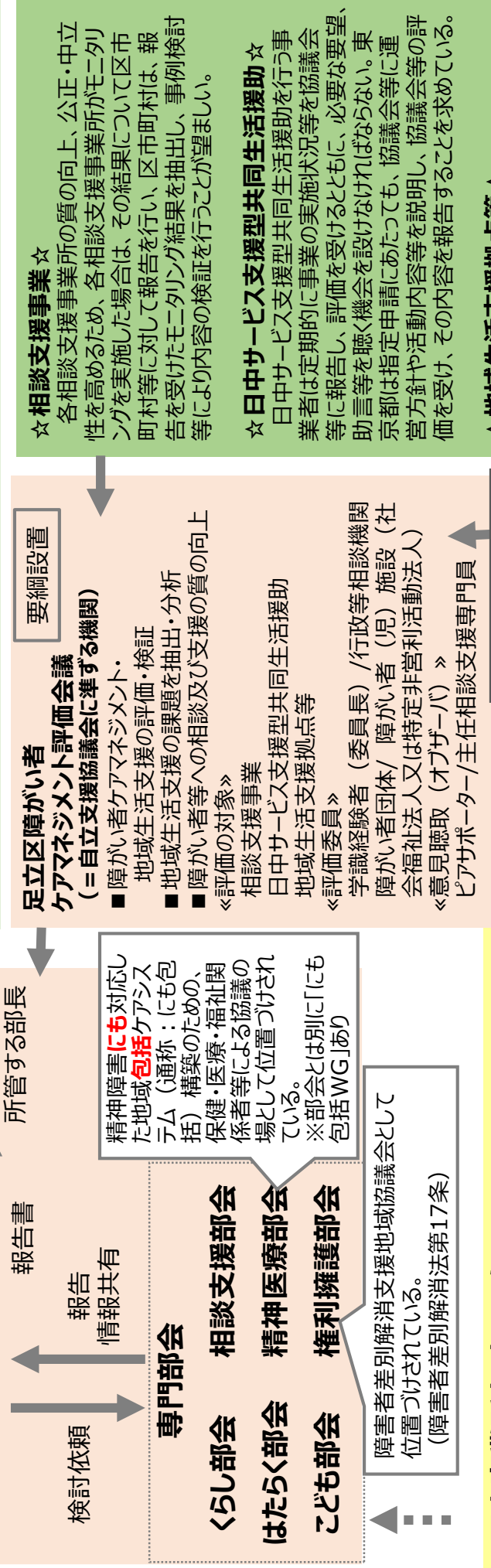


☆ **障害関連計画** ☆
《市町村障害福祉計画》
計画を定め、変更しようとする場合は、あらかじめ協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
(障害者総合支援法第88条第9項より抜粋)

《市町村障害児福祉計画》
計画を定め、変更しようとする場合は、あらかじめ協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
(児童福祉法第33条の20第9項より抜粋)

☆ **足立区協議会・ネットワークR5年度**

☆ **足立区地域自立支援協議会**
【事務局：あしすと地域生活支援担当 + 庁内関係機関】
■ 地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有する
■ 関係機関等の連携の緊密化を図る
■ 地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う
(障害者総合支援法第89条の3第2項より抜粋)



☆ **区内事業所ネットワーク★**
サービス種別や障がい種別ごとの関係機関の情報共有・質の向上の場

- ・ 障がい者相互支援ネットワーク会 (Aふらんき) 【事務局：あしすと雇用支援室】
- ・ 就労支援ネットワーク 【事務局：あしすと雇用支援室】
- ・ 障がい福祉施設ネットワーク 【事務局：あしすと生活体験室】
- ・ 高次脳機能障がいネットワーク【事務局：(特非) 足立さくら会 ※委託】
- ・ グループホームネットワーク会議 【事務局：(社福) あだちの里 ※委託】
- ・ 相談支援事業所ネットワーク 【事務局：あしすと自立生活支援室】
- ・ こども発達支援事業所ネットワーク 【事務局：あしすと幼児発達支援室】
- ・ 精神保健福祉情報ネットワーク連絡会 【事務局：中央本町地域・保健総合支援課精神保健係】

☆ 地域生活支援拠点等 ☆
拠点等の機能の充実のために年1回以上運用状況を検証及び検討することが障害福祉計画における国の成果目標とされている。

☆ 地域生活支援拠点等担当者会議
拠点の運用方法など、具体的な検討

要綱設置

足立区医療的ケア児ネットワーク協議会
【事務局：障がい福祉課障がい施策推進担当】
医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、保育、教育等の関係者間の連絡調整、情報交換を図る場 (児童福祉法第56条の6第2項)
※ 医療的ケア児の就学を検討する「医療的ケア児等地域支援作業部会」 (事務局：こども支援センターがんき支援管理課) もある。

2 専門部会

今期は、統一のテーマは設定せず、各専門部会が、様々な情勢変化に応じた重点課題を設定し活動を行って来ました。専門部会の活動の詳細は、「4 専門部会活動報告書」やホームページの議事録等を参照ください。

部会の構成と各部会の主な目的・今期の重点課題

	目的 (関連する制度・法律等)	令和4・5年度の重点課題
くらし 部会	区内の様々な事業所、関係団体の担当者に参加いただき、障がいのある方が地域でくらし続けるためにはどうしたらよいか、課題を共有し、意見交換を図る。 (障害者総合支援法等)	1 新型コロナウイルス感染症等の現状把握、対策等の共有・検討 2 事業所等への情報提供 3 高齢化の課題
はたらく 部会	障がいのある方が、その人らしい働き方を実現できる地域づくりを目指した、地域連携及び地域資源開発のあり方を検討する。 (障害者総合支援法・障害者雇用促進法等)	1 災害時の対応…「水害」「地震」 2 アフターコロナを見据えた一般就労と福祉的就労の課題の整理、障がい者雇用の現状と地域課題の抽出 3 地域課題（企業や地域のニーズ）を踏まえて、就労選択支援や就労移行支援、就労継続支援B型などの障がい福祉サービスのあり方を検討する。
こども 部会	さまざまな立場からこどもの支援にかかわっている足立区内の15の機関・団体関係者が一堂に会し、区内の子どもの置かれている状況の共通理解と情報共有、更には課題の共有を図る。 また、そこから建設的かつ具体的に関係者が単独あるいは協働してやるべきこと、やれたら良いことを考え、行政に向けての提案などに繋がる協議・議論を多面的かつ具体的に展開する場とする。 (児童福祉法等)	1 各機関のなりたちや活動内容等について情報共有し、より深い連携をすすめるための基盤をつくる。 2 支援を受ける児を取り巻く家庭環境や、その抱える構造的な課題について話し合い、適切な支援、援助について検討し、提案する。

	目的 (関連する制度・法律等)	令和４・５年度の重点課題
相談支援 部会	障がい児・者が地域で安心・安全な生活を送るために必要な、相談支援に関する諸課題を検討・整理し相談支援体制をより充実させるとともにその仕組みづくり等について検討する。 (障害者総合支援法等)	１ 相談支援の視点から足立区の地域の強みと課題を抽出する。 ２ 相談支援体制や機能充実のため、各種団体との連携のあり方を協議する。 ３ 相談支援従事者の資質向上の取り組みについて協議する。
権利擁護 部会	地域における障がい者差別、合理的配慮、権利擁護の事例等について障がい者、関係団体、事業者等と情報を共有し、障がい者差別の解消及び合理的配慮、権利擁護の推進について検討する。 (障害者差別解消法、障害者虐待防止法、成年後見制度、権利条約)	１ 障がい者差別の解消、合理的配慮の推進について情報共有、検討を行う。 ２ 成年後見制度の理解や利用促進について、事例を通して検討を行う。 ３ 「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」、「成年後見制度」等の障がい者の権利を支える法律や制度等に深く関わる「国連の障害者権利条約」について知る。 ４ 昨年度の日本に対する審査と勧告の概要、条約批准の背景や基本的な内容について確認し、その上で部会の目的である検討をしていく。
精神医療 部会	精神障がい者の支援に関する連携及び調整 (精神保健福祉法)	１ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議 ２ 情報共有 ※「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」ワーキング設置

3 開催状況

(1) 本会議の開催状況

委員の構成	
27名（会長含む）	
学識経験者、医療関係者、保健所、教育関係機関、雇用関係機関、障害当事者・家族・関係団体、身体・知的障害者相談員、相談支援事業者、障害福祉サービス等事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政職員、その他	

令和4年度：2回

実施回	実施日	内容等	出席
第1回	6月2日(木)	① 委嘱状交付 ② 自立支援協議会の目的と機能（共有） ③ 2期（令和2年度～令和3年度）の活動報告 ④ 3期（令和4年度～令和5年度）の活動計画 ⑤ 地域保健福祉計画等の策定について ⑥ 日中サービス支援型共同生活援助事業の評価 ⑦ 地域生活支援拠点等の取り組みについて	出席委員等24名 欠席委員 3名 傍聴者 1名
第2回	2月21日 (火)	① 令和4年度専門部会活動報告 ② 報告内容及び次年度に向けての意見等	出席委員等18名 欠席委員 9名 傍聴者 2名

令和5年度：3回

実施回	実施日	内容等	出席
第1回	6月1日(木)	① 足立区地域自立支援協議会の運営等について ② 令和5年度専門部会の活動計画 ③ 障がい者ケアマネジメント評価会議について ④ 日中サービス支援型共同生活援助事業所開設に関する意見書について ⑤ 障害者総合支援法の改正概要と自立支援協議会等相談支援体制について ⑥ 障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に向けて	出席委員等24名 欠席委員 3名 傍聴者 なし
第2回	12月19日 (火)	① 足立区障がい者ケアマネジメント評価会議「地域生活支援拠点等の検証」の地域課題の報告 ② 障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 中間報告への意見聴取	出席委員等20名 欠席委員 7名 傍聴者 なし
第3回	2月27日 (火)	① 今期及び今年度の活動報告 ② 障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について ③ 足立区障がい者ケアマネジメント評価会議の報告について	出席委員等18名 欠席委員 9名 傍聴者 なし

(2) 障がい者ケアマネジメント評価会議

足立区障がい者ケアマネジメント評価会議を「協議会に準ずる機関」と位置づけた。

自立支援協議会の委員とは別に、足立区障がい者ケアマネジメント評価会議実施要綱第4条に基づき委員を委嘱している。

委員構成
10名 学識経験者、行政等相談機関、障がい者団体、障がい者（児）施設（社会福祉法人又は特定非営利法人）

令和5年度：3回

実施回	実施日	内容等	出席
第1回	8月30日 (水)	地域生活支援拠点等の検証	出席委員 10名 欠席委員 1名 オブザーバ 3名
第2回	11月22日 (水)	日中サービス支援型共同生活援助事業の報告・評価	出席委員 10名 欠席委員 1名 オブザーバ 3名
第3回	1月31日 (水)	足立区における相談支援のモニタリング結果の検証について	出席委員 9名 欠席委員 1名 オブザーバ 3名

(3) 専門部会

ア くらし部会

委員の構成	
13名	身体・知的相談員、障害福祉サービス等事業者、民生・児童委員、行政職員

令和4年度：3回

実施回	実施日	内容等	出席
第1回	7月12日 (火) Web 対面併用	① 令和4年度 活動計画について ② 新型コロナウイルス感染症による影響について	出席委員 12名 欠席委員 1名 傍聴者 なし
第2回	9月27日 (火)	① 足立区における地域生活支援拠点等の現状について ② 新型コロナウイルスによる災禍の影響について（課題確認・対応策の検討）	出席委員 12名 欠席委員 1名 傍聴者 1名
第3回	12月6日 (火) Web 対面併用	新型コロナウイルスによる災禍の影響について（抽出課題・要因を踏まえた対策や方策）	出席委員 7名 欠席委員 6名 傍聴者 なし

令和5年度：3回

実施回	実施日	内容等	出席
第1回	7月11日 (火)	① 新型コロナウイルス感染症の5類感染症後の現状把握、対策等の共有・検討 ② 事業所等への情報提供「医療関連の情報や医療機関等との連携について」	出席委員 11名 欠席委員 2名 傍聴者 8名
第2回	9月26日 (火)	① 新型コロナウイルス感染症の経験の中で5類感染症後の課題と対応策のまとめ ② 障がいのある方・家族の方・介護者等高齢化の課題について	出席委員 11名 欠席委員 2名 傍聴者 1名
第3回	12月5日 (火)	① 高齢化の課題について現状の把握と対応策の検討 ② 地域包括支援センターとの連携について ③ ICT機器の活用について ④ 高齢化にともなう検討課題について ⑤ 次期に向けての意見交換・部会活動報告書について（令和6年2月本会議報告に向けて）	出席委員 10名 欠席委員 3名 傍聴者 なし

※ 相談支援専門員現任研修の受講者の参加（委員・傍聴含む） 第1回：8名

イ はたらく部会

委員の構成	
14名	教育関係機関、雇用関係機関、企業、障害当事者・家族・関係団体、身体・知的障害者相談員、障害福祉サービス等事業者、社会福祉協議会、行政職員

令和4年度：3回

実施回	実施日	内容等	出席
第1回	9月7日(水) Web 対面併用	① アフターコロナを見据えた一般就労と福祉的就労の課題について ② 地域における就労課題について	出席委員 12名 欠席委員 2名 傍聴者 なし
第2回	12月7日(水) Web 対面併用	多様な働き方への対応、地域における就労課題について	出席委員 9名 欠席委員 5名 傍聴者 なし
第3回	2月8日(水) Web 対面併用	① 災害時の対応～「家・職場・通勤途中」～ ② 就労支援に関連したBCPの作成についての検討 ③ アフターコロナの働き方への支援体制	出席委員 8名 欠席委員 4名 傍聴者 2名

令和5年度：3回

実施回	実施日	内容等	出席
第1回	7月25日(火)	① アフターコロナを見据えた一般就労と福祉的就労の課題の整理 ② 地域における就労課題について	出席委員 12名 欠席委員 2名 傍聴者 4名
第2回	9月12日(火)	抽出された地域課題についての対応を検討する	出席委員 13名 欠席委員 1名 傍聴者 1名
第3回	12月12日(火)	① はたらくにまつわる地域の課題を解決していくために足立区としてできること ② 次期に向けての意見交換（来年度以後のはたらく部会協議課題等） ③ はたらく部会活動報告書について（令和6年2月本会議報告に向けて）	出席委員 7名 欠席委員 7名 傍聴者 なし

※ 相談支援専門員現任研修の受講者の参加（委員・傍聴含む） 第1回：3名

ウ こども部会

委員の構成	
15名	学識経験者、医療関係者、教育関係機関、身体・知的障害者相談員、障害福祉サービス等事業者、民生委員・児童委員、行政職員、その他

令和4年度：3回

実施回	実施日	内容等	出席
第1回	7月 書面開催	① 委員及び所属の紹介 ② 家庭（保護者）への支援と課題 ③ 人材確保や人材育成について ④ 新型コロナウイルス感染症の影響について ⑤ 部会で検討したいこと	
第2回	9月29日 (木)	① 第1回書面開催について ② 情報共有（重層的支援体制整備事業と足立区地域保健福祉計画、滋賀県の地域アドボケートの取り組み、子どもの権利擁護） ③ 協議（意見交換）	出席委員 9名 欠席委員 6名 傍聴者 なし
第3回	2月10日 (金)	① 講演「支援管理課の事業について～学齢期の支援を中心に」 ② 講演を受けた協議 ③ 次年度協議内容について	出席委員 8名 欠席委員 7名 傍聴者 なし

令和5年度：3回

実施回	実施日	内容等	出席
第1回	6月27日 (火)	① 講演「こども家庭庁の開設に伴う今後のこども施策について」 ② 今年度の課題について ③ 第2回の議題について	出席委員 10名 欠席委員 5名 傍聴者 1名
第2回	9月5日(火)	① グループ協議・全体協議 テーマ「足立区で障がいのあるこどもたちが一生穏やかに過ごすために、こども時代に何をすべきか？地域でできることは何であるか？」 ② 第3回の議題について	出席委員 9名 欠席委員 6名 傍聴者 なし
第3回	1月30日 (火)	① 第2回グループ協議内容の報告 ② 話題提供 ③ 今期のまとめについて	出席委員 12名 欠席委員 3名 傍聴者 2名

※ 相談支援専門員現任研修の受講者の参加（委員・傍聴含む） 第1回：1名

エ 相談支援部会

委員の構成	
10名	障害当事者・家族・関係団体、身体・知的障害者相談員、相談支援事業者、民生委員・児童委員、行政職員

令和4年度：4回

実施回	実施日	内容等	出席
第1回	7月6日(水)	① 令和4年度活動計画について ② 相談支援の立ち位置から見える足立区の地域課題について（意見交換）	出席委員 9名 欠席委員 1名 傍聴者 7名
第2回	9月26日(月)	相談支援の立ち位置から見える足立区の地域課題について（意見交換）	出席委員 10名 欠席委員 なし 傍聴者 2名
第3回	12月22日(木)	地域資源・相談事例のまとめ等について（意見交換）	出席委員 7名 欠席委員 3名 傍聴者 1名
第4回	2月22日(水)	相談支援の立ち位置から見える足立区の地域課題について（意見交換）	出席委員 10名 欠席委員 なし 傍聴者 2名

※ 相談支援専門員現任研修の受講者の参加（委員・傍聴含む） 第1回：10名

令和5年度：3回

実施回	実施日	内容等	出席
第1回	6月22日(木)	① 令和5年度活動計画について ② 相談支援の立ち位置から見える足立区の地域課題について（意見交換）	出席委員 9名 欠席委員 1名 傍聴者 2名
第2回	9月21日(木)	相談支援の立ち位置から見える足立区の地域課題について（意見交換）	出席委員 9名 欠席委員 1名 傍聴者 1名
第3回	12月13日(木)	① 相談支援の立ち位置から見える足立区の地域課題について（まとめ） ② 次年度の取り組み課題について（意見交換）	出席委員 8名 欠席委員 2名 傍聴者 なし

オ 権利擁護部会

委員の構成	
13名	医療関係者、雇用関係機関、障害当事者・家族・関係団体、身体・知的障害者相談員、障害福祉サービス等事業者、社会福祉協議会、法曹関係者、民生委員・児童委員、行政職員

令和4年度：2回

実施回	実施日	内容等	出席
第1回	9月9日(金)	① 成年後見制度について ② 区の成年後見制度の取り組み ③ 成年後見制度の事例検討	出席委員 13名 欠席委員 なし 傍聴者 なし
第2回	11月16日(水)	① 情報の取得に係る合理的配慮について ② 合理的配慮等に関するアンケートのお願いについて	出席委員 10名 欠席委員 3名 傍聴者 なし

令和5年度：3回

実施回	実施日	内容等	出席
第1回	7月31日(月)	① 国連の障害者権利条約と日本への勧告について考える ② 合理的配慮等に関するアンケートの報告と今後の取り組みについて	出席委員 13名 欠席委員 なし 傍聴者 なし
第2回	11月13日(月)	① 合理的配慮の取り組みについて ② 成年後見制度の利用促進について	出席委員 11名 欠席委員 2名 傍聴者 なし
第3回	2月7日(水)	① 合理的配慮等の提供について～事例動画を見ながら考える～ ② 小中学校での障がい理解に関する授業の実施について(報告) ③ 成年後見制度利用促進についての取り組みについて(報告)	出席委員 12名 欠席委員 1名 傍聴者 なし

カ 精神医療部会

委員の構成	
15名	医療関係者、保健所、障害当事者・家族・関係団体、障害福祉サービス等事業者、社会福祉協議会、行政職員

令和4年度：2回

実施回	実施日	内容等	出席
第1回	8月10日 (水) Web開催	① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築にかかるワーキンググループについて ② 事例検討を通して見えてきた地域の課題	出席委員 14名 欠席委員 1名 傍聴者 なし
第2回	12月12日 (月)	① ワーキンググループでの検討結果 ② 令和4年度ワーキンググループまとめ	出席委員 12名 欠席委員 2名 傍聴者 なし

※ 相談支援専門員現任研修の受講者の参加（委員・傍聴含む） 第1回：4名

令和5年度：2回

実施回	実施日	内容等	出席
第1回	7月20日 (木)	① 障害者総合支援法改正と基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等について ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築にかかるワーキンググループの今年度の活動について ③ 長期入院患者への調査について ④ 事例検討報告について	出席委員 13名 欠席委員 2名 傍聴者 6名
第2回	12月21日 (木)	① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築にかかるワーキンググループ活動について ② 長期入院者への調査について ③ 情報共有「コロナ収束後の各団体の状況について」 ④ 事例検討報告について	出席委員 11名 欠席委員 4名 傍聴者 なし

※ 相談支援専門員現任研修の受講者の参加（委員・傍聴含む） 第1回：5名

4 専門部会活動報告書

令和4年度 足立区地域自立支援協議会 くらし部会活動報告書

<部会の目的>

区内の様々な事業所、関係団体の担当者に参加いただき、障がいのある方が地域で暮らし続けるためにはどうしたらよいか、課題を共有し、意見交換を図る。

<今年度の重点課題>

新型コロナウイルス感染症の対策優先の生活が長引き、先の見えない不安、経済的圧迫などによる心の面の影響が大きくなっている。

障がいのある方の生活環境や、必要な生活のあり方、福祉サービス、各事業所のサービス提供について現状を把握し、改めて障がいのある方の生活を考え、今、何が必要なのか現状の把握と検証に取り組む。

<重点課題に対する取り組み>

1 第1回 7月12日（火）午後2時から

新型コロナウイルス感染症による影響について

～福祉サービスの提供、利用の変化、生活・介護環境等の変化について現状を把握し、課題や要因を整理のうえ、対応策等を確認する～

2 第2回 9月27日（火）午後2時から

（1）足立区における地域生活支援拠点等の現状について（報告）

（2）新型コロナウイルスによる災禍の影響についてⅡ

～課題を確認し、対応策について検討する～

3 第3回 12月6日（火）午後2時から

新型コロナウイルスによる災禍の影響についてⅢ

～抽出された課題・要因を踏まえ、今後の対策や方策について意見交換をする～

<次年度の取り組み>

今年度抽出した課題について、更に現状の把握と検証に取り組み、対応策について検討しながら、関係機関との共有や連携を図っていく。

新型コロナウイルス感染症まん延後の生活の変化について	
要因分析・課題分析 及び 今後も想定できる課題	今後の対応策案
① 【新型コロナウイルス感染症に関わる制度や制限によるもの】 ・行事関係、地域との交流の場を中止してきた。今後、施設内のクラブ活動、地域のお祭りなどをどうしていくかが課題 ・入所施設は、コロナウイルス感染症の拡大時とそうでない時に、どう付き合うか見極めやタイミングの判断が難しい。	・施設の祭り等については、開催における感染症対策のガイドライン等が必要となる。 ・施設の活動等についての感染対策における工夫や取り組み方法などを共有できる方法があるとよい。 ・面会について、他の入所施設のように時間で区切る、ウェブを活用するなど家族が来やすい工夫をする。 ・家族と会えない寂しさ、感染への不安が大きい。家族へ安心を伝える手段が必要。定期的に本人の様子を報告する。ビデオ電話など。
② 【新型コロナウイルス感染症自体の感染の恐れによるもの】 ・利用者の交流が少なくなり、表現する場がなくなりストレスをうまく発散できない。終わりが見えないコロナ禍と付き合っていかなければならない。 ・2年半～3年で学んだことを活かしていきたい。 ・屋外ではマスクを外しても大丈夫となったが、人の目が気になる。人のいない所を歩き、バスや電車など交通機関を利用しない工夫をする。	・新型コロナウイルス感染症対策の研修等で、具体的に外出や活動などの注意点を相談できる機会があるとよい。 ・居宅では、東京都から配布される検査キットで検査してからご自宅に入れると、お互いに安心
③ 【制限等により生活リズム・体調等に影響がでるもの】 ・各種サービスが使えず、サービスで生活が成り立っていた方にはストレス。 ・高齢の家族にとって負担が大きい。外へ出づらくなり、マスクでの皮膚疾患や、水分を取りにくく体調を崩す、また、り患後精神的不調等で通所でき	・サービスの利用の制限が事業所毎に違うため、今後は制限の方法等の共有も必要と考える。 ・マスク着用を求めるが、つけられない方や皮膚疾患等ある方への対応等も必要となる。

ず、専門的な所に通うようになった話や、性格が変わった話も聞く。 ・移動支援を断られた事例や、控えているという意見があった。通所施設以外には外出しないストレスがある。障がいによっては、マスクがつけられない。 ・身体障がいの場合モデルナだと副反応が強いのでファイザーにしたい。区役所に駐車場・エレベーターがあるが、モデルナしかないので残念 ・障がい特有の熱(こもり熱)について、まん延前から登園を許可していただけたが、コロナ禍で休まざるを得なくなった。	・ワクチン接種については、通所先等で接種の対応をとれるとよい。 ・東京都で、障がい者施設へオミクロン株対応のファイザー社製を使用したワクチンバスを派遣している。
---	---

新型コロナウイルス感染症まん延後の福祉サービス利用について	
要因分析・課題分析 及び 今後も想定できる課題	今後の対応策案
① 【事業所の都合による要因(緊急事態等の制限がない状態)】 ・ショートステイは緊急事態宣言時、一部閉鎖。以降は稼働率を半分位に下げて運営。入所施設に併設のショートステイは、クラスターを考えると、不特定多数の方を次々受け入れできないジレンマを抱える。地域生活支援拠点として、家族が急に入院するなどにはベッドをコントロールして対応。世の中はウィズコロナだが働く職員たちはコロナ疲れ。 ・感染者増加時には、週2日で日中活動を制限。抗原検査をしてもらう方もいた。グループホーム併設のショートステイは一度だけ1か月休んだ。以降は、体温が通常より高い方は、帰ってもらうことあり。グループホームは一人の感染で濃厚接触者が出て、外出が制限され日中活動ができなくなる。職員は普段はない日勤体制をいれ支援をしなければならない。 ・サービスを提供する側は、感染状況や緊急事態宣言等から、どこまで手をつけ、制限をかければよいかわからない。正解の判断が難しいが、今後対策を検討できればよい。 ・居宅支援・移動支援について、事業所からサービスの利用を減らされた・断られたことがある。事業所の感染対策・定期的なPCR検査の実施等が気になる。 ・親が働いているので通所を休ませることはできない。 ・コロナ禍で活動の内容に変化があり、健康体の障がい	・ショートステイ等の不特定多数の利用者については、利用条件等を検討する必要がある。 ・入居後にご家族の感染が分かった方、濃厚接触者の疑いがある方については、他の利用者に影響がないように、環境整備をしていく必要がある。施設側に濃厚接触者や感染者が出た場合は、エリアを限定して、疑わしいエリアを空にするなどのベッドコントロールをしながら受け入れる必要がある。 ・職員の体制を確保するための工夫が必要 ・職員が陽性や濃厚接触者で出勤できない場合、他から人を借りることは難しい。ローテーションを詰めて、動ける職員で回す形を取る必要がある。 ・無症状の場合もあり、感染の判断、見極めが難しい。風邪の症状がある

者には日中活動にかなり制約が多く残念。本人的にもつまらない様子 - 各事業所の陽性時、濃厚接触認定時におけるサービス提供中止期間が明らかではなく不安。濃厚接触でも、居宅サービス提供を行っている等で心配 - 移動支援の際に排泄の介助をお願いしていたが、公共のトイレが不安なので、オムツ交換などが頼みづらくなった結果、失禁して帰ることなどが度々ある。	場合でも、ご家庭のご理解と協力のもと、静養していただけるとよい。 「うつらない、うつさない」ご家庭との連携が必要 職員のストレス緩和が問題
② 【新型コロナウイルス感染症の影響はあるが、生活等の維持はできているもの】 コロナ禍が続く経過から、支援者は入居者にこのように接すれば濃厚接触者にならないとわかってきた。大きなイベントはまだ行っていないが、日常生活はほぼ通常となっている。通所先で感染した入居者が1名いたが、障がい福祉課からは濃厚接触者なしと判断された。感染対策の指針がでているので、今後に残せるものは残して生活に合わせ対策を考えていく。	生活の場は、より一層の感染対策が必要な場面が多い。通所先との連携方法も検討する必要がある。

新型コロナウイルス感染症まん延後の利用者家庭の変化について	
要因分析・課題分析 及び 今後も想定できる課題	今後の対応策案
① 【新型コロナウイルス感染症に関わる制度や制限によるもの】 - ショートステイでは緊急事態宣言中と感染者発生時に利用を制限し家庭に負担をかけた。 - 通所施設では、利用者だけでなく家族とのコミュニケーションが気薄になり、家庭の状況が見えにくくなった。保護者会などで話せたことが話せなくなった。欠席の理由が読み取れなくなった。意識して電話するが、対面と比べ雰囲気に分かりにくい。家族同士の話ができずストレスが増えているのではないかな。施設の情報発信などで情報共有できると良い。 - 通所先で感染者が出ると休園になることが多く、家庭での介護が増え、お互いにストレスになることが多くあった。 - こもり熱で登園自粛のために仕事の仕方を変えないといけなくなった。 - ショートステイについて緊急事態宣言時に事業所からの話もあり、利用を控えた。その後申し込むことも躊躇	- 複合施設は1事業所で陽性者がでると、他の事業にも影響が出る。影響が少ない運営方法の検討が重要と考える。 - 陽性者が出た時の家庭等への現状の連絡、落ち着いた後のケアなどを大事にしている。家庭生活に影響が出るため、居宅介護も健康面を確認しながら行っている。小さなところが重要 - 施設側に求められている情報に対する発信も検討する必要がある。

躊躇するようになり、未だに利用はしていない。長年、毎月利用していたのに全く泊まらなくなったためか、本人の内面に変化が生じ心配がある。 ・ショートステイがストップされるとお互いにストレスがたまり精神的によくない。 ・移動支援でプールへ行っていたが利用できないので運動不足気味で体重が増えた。	
② 【新型コロナウイルス感染症自体の感染の恐れによるもの】 ・発熱時 PCR 検査をどうやって受ければよいか、発熱外来をどう探すか不安 ・高齢の親、50 代の本人、本人がり患した時、本人を誰が見てくれるか、どこに連絡すればよいのか教えてほしいというアンケートがあった。 ・感染が怖いので通所を休ませている、移動支援の回数を減らし家族がみている、外出や外食を減らしている等の話がたくさんあった。 ・定期的に区外へ通院しているが、コロナウイルス感染症に限り、主治医に診てもらえない。車がなくて連れていかれない。 ・通院の予約が何度もキャンセルになってしまい、予約の調整が大変だった。	・様々なケースの感染症状の初期対応事例を共有できるとよい。 ・ケースにもよるが、感染時の入院先確保のための相談ができるようになるとうい。 ・発熱時等では、主治医だけでなく、近隣に障がいの理解があり、受診できる病院やかかりつけ医があるとうい。 ・身体障がいの場合、PCR 検査結果待ちの期間がネックとの意見がある。 ・抗原検査キットを使用して陽性であれば、東京都登録センターに登録すると陽性判定が数時間で出た事例もある。事業所側と相談しながら、検査の待機期間を短くすることも大事。検査キットがご家庭に1つあると良いのではないかな。 ・令和4年9月26日から東京都で配布対象を全年代に拡大し、抗原検査キットの配布を行っている。申し込みは専用サイトから。
③ 【制限等により生活リズム・体調等に影響がでるもの】 ・親の会の活動は強く勧められず、人数が減っている。高齢の親など自宅にこもりがちになる。絶対に安全とはいえないが、周りが回復しつつある中で生活様式に慣れていきながら気をつけていく。	・新型コロナウイルスの対策や注意点の情報等を提供できる機会があるとよい。また定期的に医師による相談会などもあるとうい。

・イライラ、ピリピリした空気が流れてしまう時が多くなった気がする。 ・自粛中の利用者のストレス、精神的に不安定になりやすくなった。家での生活が長くなりストレスがたまっている。 ・予防接種後、体調を崩し介護どころではなくなった。	・コロナ感染症関連で家庭に電話連絡する際は、ご自身でスマホの検索が可能かなど、家庭の状況に合わせた情報提供と支援が必要。家族会は、グループごとの少人数で実施し、情報提供を行っている。
④ 【新型コロナウイルス感染症の影響はあるが、生活等の維持はできているもの】 ・コロナ対応をしていく中で、生活様式が変化するが、生活の維持はできつつあると思われる。	

新型コロナウイルス感染症まん延後の福祉サービス提供について	
要因分析・課題分析 及び 今後も想定できる課題	今後の対応策案
① 【新型コロナウイルス感染症に関わる制度や制限によるもの】 ・利用者が1週間、10日間など休むと、収入面で厳しい現状がある。グループホームでは帰宅していただいた方もいて、経済面で厳しい状況の中やり繰りしている。 ・感染症対策のため、窓を開けて換気しながら冷暖房を使用し、手洗いを励行しなければならない。 ・グループホームでは抗原検査キットは補助対象、通所では対象外だが、安心安全のため必要時提供し検査している。 ・令和2年の緊急事態宣言時は、行政から通所事業等の自粛要請があったので、運営面で厳しい現状があった。その後補助等もあり、コロナ前の収支に戻りつつある。 ・一部のサービスについては、自主的に制限をかけているところがあり、今後どう取り組むか検討している。 ・入所施設はコロナ禍になり、外泊の自粛や週末の帰宅中止などを依頼した分報酬が入る難しい状況があった。新規の方の受け入れはクラスターになる可能性も十分あり、リスクがある。	・新型コロナウイルス感染症自体が心配で休まれる方がいるため、各種補助等は継続して支給していただきたい。必要なものが変わってきているため、時期によって補助等を検討していただきたい。 ・東京都の補助金についての情報はこまめにチェックしている。情報共有の場があると良い。 ・体調管理しやすいため、自宅にいる方がよいと考える人もいるかもしれない。通所するだけでなく、計画書にそって自宅に何うことやウェブでつながることを通所したと同等とみられると、利用者施設共にありがたいと感じる。

② 【新型コロナウイルス感染症自体の感染の恐れによるもの】 ・多くの事業所があるので優先的に何をやるか判断し行っている。外部の方の出入りが多いショートステイの部分が慎重になる。断った新規の方をどのタイミングで受け入れるか、クラスターを考えると経営はしたいがリスクもあり慎重になる。	・新型コロナウイルス感染症の影響で、新規利用希望の方に対して躊躇することがある。利用条件や検査条件などを明示できるとよい。 ・足立区の入所調整ではレントゲン検査を必須としている。新型コロナウイルス感染症に対する検査等の条件をつけての入所許可も一つの手かと思う。区外の入所施設ではPCR検査を受けることを入所要件としているところが増えてきた。 ・家族の感染がわかり、利用者に抗原検査を受けていただいたこともあるが、全ての方に要件を設けてはいない。具体的に要件を決めることで新規利用につながるのであれば、良い案と思う。
③ 【制限等により生活リズム・体調等に影響がでるもの】 ・だいぶ以前のように戻ってきているが、施設から帰宅後など、高齢家族の負担に若干影響がある。他に利用者の体重増加傾向が、今まで健康だった方にもある。	・活動等ができないために、体調面での変化がみられる利用者がいる。制限下でもできる取り組みなどの共有化を図ってもよい。 ・第7波が落ち着いてきた際にイベントの実施案が出たが、第8波の影響でできなかった。普通に生活はしているものの、特別な余暇活動ができていない状況。
④ 【新型コロナウイルス感染症の影響はあるが、生活等の維持はできているもの】 ・新型コロナウイルス感染症の影響はあるが、生活等の維持はできている。	

衛生用品や感染症対策必需品について	
要因分析・課題分析 及び 今後も想定できる課題	今後の対応策案
① 【新型コロナウイルス感染症の影響により負担が増えているもの】 ・衛生物品、マスク等は区から支給されている。何かあればご意見いただく。	・足立区の衛生物品配布事業は、国からの物品供給終了により9月で終了。令和4年度下半

	期分の衛生物品の購入支援として区独自の特別給付金支給事業があった。 ・マスク、消毒液等現物支給は、購入したものを足立区に申請し補助金をもらう形となっている。 ・新型コロナウイルス感染症の流行前より、衛生物品の使用が増えている。特に負担増となっている部分は、補助等を継続していただきたい。
② 【衛生物品自体の問題・課題】 ・ヘルパーが家のグローブなどを使い、家で使うものがなくなるとのこと。利用者が出すのか、支援者が出すのか意見が出た。 ・職員が必要な衛生物品を持参し、持ち帰る。会社が各ヘルパーに物品を支給し、利用者宅に置き使用、常に補充する。基本は事業所が用意。 ・紙おむつの使用量が増えた。手袋、マスク、除菌スプレーやウェットティッシュなど意外と出費がかさんでいる。	・新型コロナウイルス感染症が流行してから、どのようなルールになっているかも不明な点が多く出ている。情報共有の場が必要と考えられる。 ・ヘルパーが消毒液、グローブ、エプロン等を持参し回収して持ち帰る体制をとっている。
③ 【新型コロナウイルス感染症自体の感染の恐れによるもの】 ・障がいのある方ではマスクができる方、できない方がいる。一見しただけでは一般の方々に理解していただくのは難しい。一つのテーマである。 ・マスクについては、不織布のマスクを使用させたいが、唾液が多いため、布マスクを使用している。マスクの使用が多く毎日洗濯が増え大変になった。	・予防的観点から、マスクを着用できない方への具体的な対策を医療機関等に明示してもらえよう。
④ 【新型コロナウイルス感染症の影響はあるが、生活等の維持はできているもの】 ・2年程前に区の方で医療的ケアのご家庭に支給の調査があり、必要な物品を随時支給されている。今のところ衛生物品に問題ないが、今後どう維持していくかがテーマ。	・現状を確認しながら注視していく。社会的な要因として物品等の不足があれば、その都度提起していく。

新型コロナウイルス感染症陽性時について	
要因分析・課題分析 及び 今後も想定できる課題	今後の対応策案
① 【事業所等の体制維持のための課題】 ・施設の運営では、同居者が感染し、職員が濃厚接触者になったため休みになった。入所施設では3交代で最低配置数が決まっているが、常に人数割れの状態になった。かなりの職員が離脱したが、幸い感染者が出ていないフロアがあり、なんとか営業できた。法人内の通所施設から応援に行かれない一歩手前までいった。 ・コロナに関しては一人感染者が出ると集団感染になり得、利用者、家族が大変になる。いかに早期に対応するかが大切。感染者が出た時は、早期に連絡しあい連携をとる初動が大事だと思う。 ・体制維持について。グループホームでは日中職員を配置していない。利用者が感染者や濃厚接触者になると、通所施設を休み、自宅（グループホーム内）待機となる。通常人がいない昼に支援員を配置し、超勤対応し人件費が半端ではない。日中支援加算は3日目から請求できる。コロナ陽性者の対応をした危険手当が、日中5千円、夜間1万円で支給され対応している。超勤の人件費も今は出せるが、感染者が増加すれば経営上大変になる。 ・日勤は勿論、週末などもかなり勤務に入らなければならなかった。隔離は7～10日間となるので厳しい状況だった。職員の負担軽減のため食事を配達の手当に切り替えたりした。日中活動では都の派遣もあるが、利用者のストレスを考え利用しなかった。職員は感染しなかったが、精神的身体的負担は大きい。感染も長く続くと事業がまわらなくなる不安も大きかった。	・施設内で集団感染等により体制維持ができない場合は、何らかの応援体制は必要と考える。 ・職員のコロナ関連の休みが複数出た場合、運営の在り方も検討が必要と考える。 ・非感染エリアから応援職員を持ってくる、例えば、入所が手薄となったところを通所で補うなど、法人のスケールメリット活かし段階レベルを上げた体制整備を考えている。 ・グループホームの職員で回し、日中の職員が足りないところは、負担が少ない作業所の職員から応援をもらい対応している。自閉症の方が多く、知らない職員が応援に行くと利用者が混乱する。慣れている作業所の職員に土曜、日曜の何時間か入っていただき対応している。 ・東京都で行っている職員の応援制度もほぼ利用されていないのは、利用者の混乱が一番の理由と思う。まずは、自分の事業所内で工夫することが第一義的にとる方策かと思う。 ・グループホーム等で、自宅待機になった場合の補助等も検討していただきたい。
② 【政策や保健所・医療機関等の受け入れの課題】 ・陽性時の検査と受け入れの事例。高齢の家庭で本人が治っても家族が発熱し、濃厚接触者になった。外に出られないため検査を受けられず薬も買えない。高齢のためみなし陽性という判断だった。しかし、コロナではなく別の病気と分かり、発見が遅れ	・ケースによっては病院等の受け入れの問題等があるが、入院等の想定をし、できる限り関係機関に相談しながら対応がとれるよう、事前に案内できるとよい。

て入院となったケースがあった。 ・主治医が区外で、日頃区内の医療機関を利用していない場合、どこを利用していいのか、発熱外来を利用でもいいのか迷う。 ・城北分園で PCR 検査や治療ができるといいという意見もあった。 ・訪問診療などに登録していれば、陽性の時に電話で受け付けてくれるので不安の軽減になる。医療の連携においては日頃から医療機関を探しておくことがここ数年特に必要と思われた。 ・保健所等に電話がなかなか繋がらなかった。 ・発熱外来の予約が一杯になり、診てもらえなかった。 ・区の相談電話が繋がらず、翌日予約なしでいかれるクリニックに並んだ。	・障がいのある方が、発熱時等に相談できる窓口があるとよい。 ・通所先の協力医療機関は比較的スムーズに診てもらえる。通所していない利用者も、その協力クリニックを受診して快く診ていただいている。 ・ほとんどの事業所では協力医療機関がある。各事業所の協力医療機関を集約すると区内ほとんどのエリアを網羅できる。共有できると良い。 ・「夜間休日緊急往診」では、自宅での診察、PCR 検査、陽性時の保健所への連絡、処方薬、毎日の往診を頼める。高額ではある。
③ 【生活の維持のための課題】 ・障がい福祉は慎重な反面、社会では状況も変わり、飲みに行くなど次のステージへ向かい、プライベートでも徐々に元の生活を取り戻してきている。 ・家族に会えずどこにも電話できないので電話してみた等、相談件数も増えている。 ・親がコロナになってしまい居宅介護も入ってもらえず、通所も行かれず、(親以外の) 家族で障がいの子を世話してもらえたので本当に助かった。 ・原因不明の発熱の時は大変だった。コロナ禍のため、親や子のサービスを断った。体調の悪い自分が介護を行わなければならなかった。 ・親が寝込むと家が回らなくて大変だった。介護者が動けない時の家事サービスがあるといい。 ・約 2 年前、濃厚接触者で待機が 2 週間は大変だった。法人よりプリントで説明されるが、ニュース等では現状はわかりにくく心配だけがあった。 ・PCR 検査をしてから結果が出るまでに数日間かかる。その間、ヘルパーさんが入れずとても困った。 ・子は 50 代後半の重度障がい者、80 代半ばの母親との 2 人暮らし。もし息子がコロナにかかった時、どのように介護したらいいのか。今はヘルパーさんにお世話になっているが、感染したらヘルパーさんにも来てもらえないだろう。その時はどう	・新型コロナウイルス感染症について、気軽に相談できる窓口があるとよい。 ・利用者同士、ご家族同士の交流機会が減少し情報が少ない状況の中、自分で考えること、手続きが必要なことが出てきている。通所先のように気軽に相談できる窓口があるとよい。 ・まずは通所している施設に相談させていただけると安心

したらいいのか教えてほしい。	
④ 新型コロナウイルス感染症に関わる情報共有について 【法人内の連携】 ・月に一度の会議で感染状況の報告や課題などについて話し合い解決を図っている。 ・管理者がメールで伝達し情報共有をしている。次回の対応につなげられるように個人情報に気をつけて細かくする場合もある。即時に対応できるようにしたい。 【通所施設中心の連携】 利用者家族80代の方からコロナ感染の連絡があった。保健所対応となるが、すぐに家族に連絡がいらず施設から障がい福祉課にも連絡をした。保健所の手配となると、私たち施設が入れない。今後全数把握しなくなると、区内の医療機関や保健所の情報共有に不安 【複数のサービス利用者の情報の共有】 同じ利用者が昼間は通所、夜はヘルパーといろいろなサービスを受けている状況がある。多数のサービスを使っている方もいる。民間でどのような情報があるのか把握するのが難しい。行政とともにどう未然に防げるのか情報共有していられるか把握するすべがないかと思う。 【行政の情報】 障がい福祉施設では陽性者の情報しか集まっていない。放課後等デイサービスでは、曜日により何箇所かにまたがって利用があるため、事業所間で自主的に連絡しあうようになっているとのこと。 【新型コロナウイルス感染症の情報】 いろいろな情報が飛び交って、どれがホントかどうか誰にも何も言えない状況。	・新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者の発症情報等をネットワーク等で共有できるように構築いただきたい。 ・区内にある障がい福祉関係のネットワークを巻き込んで、情報共有ができたらと思う。 (グループホームネットワーク、高次脳機能障がいネットワーク、障がい福祉施設ネットワーク、就労支援ネットワーク、相談支援事業所ネットワーク、こども発達支援事業所ネットワーク)

以上

令和5年度 足立区地域自立支援協議会 くらし部会活動報告書

<部会の目的>

区内の様々な事業所、関係団体の担当者に参加いただき、障がいのある方が地域で暮らし続けるためにはどうしたらよいか、課題を共有し、意見交換を図る。

<今期及び今年度の重点課題>

- 1 新型コロナウイルス感染症の5類感染症後の現状把握、対策等の共有・検討を行う。
 - (1) 暮らし、事業所の対応、感染対策の緩和等様々な面での現状把握を行い、新たな対策や変更した対策などを共有・検討を行う。
- 2 事業所等への情報提供
 - (1) 区内障がい福祉サービスに関連する情報等の提供
障がい施策のみならず、介護・医療その他くらしに関する区内障がいサービスに関連する情報等を部会にて取り上げる。
提供情報を踏まえ、事業所等での情報の支援への活かし方、情報取得、共有等の方法等を考える。
- 3 高齢化の課題
 - (1) 障がいのある方の高齢化、家族の方・介助者等の高齢化、事業所の職員の方の高齢化の課題等について様々な面から現状を把握し、対策の共有・検討を行う。

<重点課題に対する取り組み>

- 1 第1回 7月11日(火) 14:00～16:00
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症後の現状把握、対策等の共有
 - (2) 医療関連の情報や医療機関等との連携について
- 2 第2回 9月26日(火) 14:00～16:00
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の経験の中で把握された課題と対応策についてのまとめ
 - (2) 障がいのある方・家族の方・介護者等高齢化の課題について
- 3 第3回 12月5日(火) 14:00～16:00
 - (1) 高齢化の課題について現状の把握と対応策の検討
～障がいのある方、家族、介護者、事業所職員等～

<次期にむけて>

引き続き高齢化や人材不足、障がい特有のサービスへの取り組み、緊急時の対応等、課題や取り組み等を関係機関と共有し連携を図っていく。

くらし部会 令和 4 年度- 5 年度

障がいのある方・家族・関係者における感染症対応の課題と対応案 ～「新型コロナウイルス感染症」についての経過、協議をもとにした提言～

はじめに

私たち（障がい者・家族・障がい福祉施設等関係者等）は、ここ数年間、「新型コロナウイルス感染症」の流行と拡大そして 5 類移行までを、経験して来ました。はじめての事態に直面する中、最初は手探りの対応でしたが、時間経過とともに、一部の課題に対しては解決が図られてきました。しかしながら、5 類移行後の新たな課題も含め、この間に顕在化した未解決の課題が多くあります。

私たちは、この間の経験を踏まえ、今後の様々な感染症の拡大時に備え、また、現在の 5 類移行後の状況に対応するため、課題を抽出して検討し、対応案として有効と思われる具体的な内容をまとめました。以下 1 ～ 6 をくらし部会の 2 年間にわたる協議の結果として報告し提案します。

1 感染症のまん延による障がい者、家族等の生活の変化への対応

感染症まん延後は、感染自体への恐れや外出・サービス利用の制限により、障がい者・家族の生活や心身、体調に変化がありました。「障がい特性によるマスク着用等感染対策の難しさ」、「交流やコミュニケーションの機会の減少」、「感染対策や対応の正しい情報提供」、「医療受診やワクチン接種の困難」、「介護者が感染した場合の対応等」が課題として挙がりました。

具体的な対応案

（１）【感染対策における医療との連携】

- ① 具体的な外出や活動などの注意点を相談できる機会や窓口の創設。
- ② マスクの着用ができない方や皮膚疾患等ある方への特別な対応を含む、障がい特性等踏まえた、感染対策や注意点の情報提供。
- ③ 定期的な医師等による相談会。

（２）【ワクチン接種や受診についての医療連携】

- ① 通所先等で接種の対応。例）ワクチンバスの派遣（東京都）

（３）【活動・交流機会の減少によるストレスや体調変化への対応】

- ① 活動等の制限下でもできる取り組みなどの共有化。
- ② Web、オンラインによる相談・面会等の活用。

（４）【日常的な医療等への相談、連携・連絡体制の構築】

- ① 支援者による医療関連の情報取得。
例）区の「在宅療養支援窓口」、MCS（メディカルケアステーション）等の活用。

2 障がい福祉サービスにおける感染拡大防止対策

障がい福祉サービスの利用・提供の場においては、「感染拡大の防止」のために様々な対応が必要となりました。特に、マスクの着用が難しく、密な接触が避けられない状況があるため、感染を早期に発見するための検査の仕組みが重要です。また、利用者の利用制限や職員の出勤制限等が必要な場合もあります。こうした状況下では、「ルール・ガイドラインの確立と適正な運用」、「利用者・家族への連絡・協力の要請と適切な支援」、「事業所間での必要な情報の共有」等が求められています。

具体的な対応案

(1) 【事業所における感染対策についてのガイドラインや工夫の共有】

- ① 感染対策における工夫や取り組み方法などの共有が必要。
- ② 施設の祭等地域イベントについても開催における感染症対策のガイドライン等が必要。
- ③ 区内にある障がい福祉関係のネットワークを巻き込んだ情報共有。
(グループホームネットワーク会議、高次脳機能障がいネットワーク、障がい福祉施設ネットワーク、就労支援ネットワーク、相談支援事業所ネットワーク、こども発達支援事業所ネットワーク)
- ④ ひとりの人が日中・夜間等の複数事業をまたぐ状況があるため、陽性情報等の共有が必要。

(2) 【サービス提供のルールの確立と利用条件の明確化、検査の実施】

- ① 事業種別ごとに必要なルールを確立し、事業所間で共有する。
例) 利用条件等を明示する(短期入所)、検査してから訪問(居宅)
- ② 症状がある場合は、利用者・家族の理解のもと、休んでもらうことが必要。
- ③ 無症状の場合もあり、感染の判断、見極めが難しいため、定期的な検査が必要。

(3) 【家族とのコミュニケーション工夫や適切な情報提供】

- ① 面会について、時間で区切る、Webを活用する。
- ② 家族会は少人数とするなど家族が来やすい工夫する。
- ③ 家庭に電話連絡する際は、ご自身でスマホの検索が可能かなど、家庭の状況に合わせた情報提供と支援が必要。
- ④ 利用者同士、ご家族同士の交流機会が減少し情報が少ない状況の中、手続きが必要なことを通所先に気軽に相談できるとよい。

3 感染症陽性者等発生時の対応

障がい者が陽性となった場合は、医療機関の受診、入院や在宅での療養環境の確保等が困難となるケースもあります。また、事業所等にて障がい者や職員に陽性者が出た場合は、マスク着用等が難しく、密な接触が避けられない状況があり、集団感染(クラスター)の発生が想定されます。「医療機関との連携」「陽性者発生時の事業所運営」について引き続き課題となっています。

具体的な対応案

(1) 【陽性時の相談・受診窓口について】

- ① 病院等の受け入れ問題に備えた事前案内の実施。

- ② 発熱時の障がいのある方の相談窓口の設置。
- ③ 通所先の協力医療機関の活用と協力医療機関の情報共有。
- ④ 夜間休日緊急往診の活用。（自宅での診察、PCR 検査、陽性時の保健所への連絡、処方薬、毎日の往診を頼める、高額ではある）
- ⑤ 通所先にまず相談できるとよい。

（２）【事業所の運営や職員体制の工夫】

- ① 職員が陽性・濃厚接触等の場合の就業を避け、別の職員で対応していく。
- ② 職員の休業補償・応援を求められる職員の業務過多、ストレスへの対策が必要。
- ③ 事業所の経営面に影響するため対応が必要。
- ④ 通所・入所等法人内での応援体制を確立するためには、事前の利用者特性や支援上の情報共有が必要。

4 衛生物品等感染対策必需品の確保について

衛生物品等に関して、感染症が流行した当初は、どのような提供体制やルールになっているか不明な点が多く、そうしたことの確認や情報共有が必要でした。その後、国からの物品供給がありましたが、令和4年9月で終了したことから、区独自の補助金の事業としてマスク・消毒液の支給が継続されました。現在も、感染症の流行前より、衛生物品の使用が増えており、特に物価高騰の中、負担増となっている部分については、今後も対策が必要です。

具体的な対応案

（１）【衛生物品の使用増加と補助継続・物品不足の提起】

- ① 特に負担増となっている部分は、補助等を継続が必要。
- ② 物品の流通の状況を注視し、その都度社会的な要因として物品等の不足があれば、提起していく。

（２）【ルールの明確化と情報共有】

- ① 感染症が流行すると、不明点が出てくるためルールの明確化と共有が必要。
例）消毒液、グローブ、エプロン等の準備と廃棄は事業所等支援側か利用者側か？

5 新型コロナウイルス感染症の5類移行後に顕在化した課題

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から5類感染症の位置づけとなりました。しかしながら、障がいのある方の感染によるリスクや、事業所等で集団感染（クラスター化）しやすい状況を踏まえ、一部活動等を再開しつつも、感染対策の大部分を継続している状況があります。新型コロナウイルス感染症だけでなく、インフルエンザの流行の状況もあり、新たな状況下での対策が必要です。

具体的な対応案

（１）【外出・イベントやお祭りの再開に伴う感染リスク】

- ① イベントやお祭りの感染対策ガイドラインの見直しと共有。感染拡大を防ぎながらイベントを継続可能な方法を模索する。

- ② 外出やイベントでの感染リスクを意識した、感染対策を徹底した外出プログラムの提供。
個人の外出要望を受け入れつつも、安全性を確保。

(2) 【利用者の変化への対応への支援】

- ① 感染対策を継続しつつも、活動の再開等で一部、感染対策を緩めることについて利用者が変化に対応できるような工夫をしていく。

(3) 【社会（世間）との差や孤立感への対応】

- ① 一般の状況に比べて、感染対策を緩めていないため、利用者の閉塞感、ストレス、家族・社会交流の縮小は続いている。孤立感を軽減するために、感染対策を継続しつつ、社会とのつながりを保つ活動や工夫を実施する。

(4) 【事業所の運営、人材、経営面の課題】

- ① 外出支援が増加している状況で、コロナ禍で減ったヘルパー等の人材不足の課題がある。必要に応じて効率的なスケジュール調整や新たなスタッフ採用を検討する必要がある。
- ② 出席率の変化がないものの、代替的なサービスの終了により収入減、物価高騰の状況もあり、事業所の経営面に手立てが必要。
- ③ 職員においても疲労感が継続している。法人内の通所、入所等の連携協力を図っていく他、事業所独自での濃厚接触に準ずる形での判断のもと休業した職員の補償等について対応する必要がある。

6 障がい福祉と医療機関との連携構築に向けて

感染症等の対応を通して、私たちは、医療機関の利用や連携の課題について直面しました。感染症等に限らず、障がい者・家族からは、「医療機関に受け入れてもらえるか不安がある」、また、支援者・事業所からは、「もっと医療機関と連携したい」、「もっと医療機関との繋がり、情報を得たい」との声があります。部会では、足立区における「在宅療養支援窓口」の取り組みや、情報取得や連携のツールとして、「医療・介護情報提供システム」、「MCS（メディカルケアステーション）」に関して情報共有し、活用可能性を考えました。しかしながら、これらの取り組みやツールのみで、障がい特有の課題等、全てを解消できるものではありません。障がい者への、感染症含む様々な状況に応じた、適切な医療の提供のためには、障がい福祉と医療機関との連携構築に向けた継続的な取り組みが必要と考えます。

具体的な対応案

(1) 【医療機関の障がいへの正しい理解と適切な受け入れ】

- ① 医療機関の障がいへの正しい理解と適切な受け入れをお願いしたい。
- ② 区や協議会からの理解促進の取り組み。

(2) 【地域での具体的なタイムリーな情報共有】

- ① 受け入れに関する具体的な情報が必要。
- ② 多職種・多機関との連携の強化、タイムリーな情報共有が必要。

障がいのある方・家族の方・介護者等の高齢化の課題について ～次期の活動に向けて～

くらし部会では、障がいのある方、家族の方、介護者等の高齢化の課題について、検討をはじめました。これらの課題や対応案について、好事例等を調査するとともに、部会の活動や地域のネットワークとして進められるものを取り上げ、高齢化に伴う課題に効果的に対処し、高齢となった障がいのある方、その家族のサポートを強化するための具体的なアクションにつなげたいと思います。

1 利用者的高齢化を見据えどのような課題があるか。高齢の利用者支援のためにどのような知識・技術・情報の取得が必要か。

1 - 1 高齢利用者への支援、対応の課題	1 - 1 対応案
(1) 加齢に伴う身体機能低下 (2) 認知機能の低下 (3) 障がい者支援と高齢者の支援の違い・グループ別対応の必要性	(1) 身体機能維持の取り組み 軽い運動・発声練習等 (2) 認知機能低下や身体機能の低下への対応 支援技術の獲得、歯や口腔内のケア 高齢者向けの支援プログラム ※好事例※ <u>通所での「元気タイム」</u> (3) 障がい者の高齢化に対する情報の集約や共有
1 - 2 将来を見据えた支援調整等の課題	1 - 2 対応案
(1) 将来へのイメージや経験の不足	(1) 将来を見据えた取り組みの実施 一人暮らしや、短期入所の利用等家族以外との暮らしの経験。高齢サービス等の事前把握
1 - 3 緊急時や医療連携の課題	1 - 3 対応案
(1) 緊急時対応の必要性 (2) 障がいに対応できる医療機関の不足 (得に往診等)	(1) 体調不良時の観察力・判断力、急変時の対応力の強化 (2) 事業所での身体・認知面のチェックの導入 ※好事例※ <u>事業所での取り組み開始</u> (3) 医療との連携 相談窓口や連携ツールの活用。事業所間の情報共有。※共有※ <u>介護・医療連携窓口</u>
1 - 4 施設整備やハード面の課題	1 - 4 対応案
(1) 若年で認知機能の低下の進みやすい疾患の方の利用施設が少ない ※ 介護認定が下りても、障がい特性を理解した人材や特性にあったプログラム・通所先等が不足している (2) 知的障がい対象の施設での高齢化対応が必要 ※ 介護認定が下りない方への対応の難しさ (3) 医療的ケアが可能な施設を増やす必要がある	(1) 施設での機器の設置 リフトやお風呂等への介助用具の設置（入所） (2) 高齢分野の支援者への障がい理解の促進 障がい分野から発信していく (3) 日中サービス支援型共同生活援助の活用 (4) 医療的ケアを可能とした生活介護と療養介護の中間の施設の創設

1－5 制度・サービス体系・施設運営の課題	1－5 対応案
(1) 65歳での介護保険利用への移行の問題 (2) 就労系事業所での作業支援と介護の課題 (3) 就労支援施設と生活介護施設の対応、送迎の課題 (4) 年度途中の施設移行に伴う減収（入所調整の課題）	(1) 65歳切り替え時の説明 (2) 就労系事業での作業継続の見極めについて就労選択事業の活用可能性

2 高齢の家族への対応として、どのような取り組みが必要か。

2－1 親・家族の状況変化による本人の支援や介護の課題	2－1 対応案
(1) 事前の予防知識とサービス利用が必要 (2) 親亡き後の意思決定・手続き (3) 後見人等の対応 (4) 親・家族の免許返納による通所、通院等の送迎や外出の課題	(1) 親子両方の将来の計画 親自身の今後の計画 ※共有※「じぶんノート」 (2) 成年後見制度と日常生活自立支援事業の利用 事業所や家族会等で話を聞く機会 (3) 移動支援事業等の適切な運用
2－2 家族・親への対応	2－2 対応策
(1) 家族を含めた対応の必要性 (2) 緊急時等の発見や対応 (3) 親の身体機能や判断力の低下 (4) 家族同士の繋がりの不足	(1) 家族の変化へのケア・相談とソーシャルワーク 各地域包括支援センターとの連携。家族全体と個人の支援の展開。地域の社会資源の掘り起こし、共有、連携。 ※共有※「ホウカツ」との連携構築のポイント (2) 親の認知低下等への気づき 通所先や訪問事業所による、変化の把握 (3) 相談体制・緊急時の受け入れの強化 (4) 書類の簡素化や情報発信の工夫 (5) 親の孤立防止 (6) 親の生活の質の向上

3 福祉・介護職員の高齢化、生産年齢人口の減少を踏まえ、持続可能な人材面の課題の解消をどのようにしていくか。

3－1 福祉・介護職員の高齢化、生産年齢人口の減少による人材面の課題	3－1 今後の対応策案
(1) 人材確保と育成 障がい・高齢ともにヘルパーの不足 “ケアマネ難民” (2) 介護職の専門性の向上 高齢・障がい等の分野を越えた理解 (3) 介護の身体的負担 (4) ICT 活用の方策が必要 (5) サービス提供時間の集中の課題	(1) 人材確保のための PR TV や SNS 等活用 地域での福祉人材獲得に向けたプロジェクトを行う等。 (2) 小中学校へのアプローチ (3) 情報の統一や資格取得や技術獲得による専門性向上 (4) 介護負担の軽減、機械・ICT 技術の活用による効率化 ※事例共有※助成金活用による機器導入 (5) サービスの複合提供 ※先進例・好事例の共有※

令和4年度 足立区地域自立支援協議会 はたらく部会活動報告書

<部会の目的>

障がいのある方が、その人らしい働き方を実現できる地域づくりを目指した、地域連携及び地域資源開発のあり方を検討する。

<令和4年度の重点課題>

- 1 災害時の対応…「水害」「地震」
- 2 アフターコロナを見据えた一般就労と福祉的就労の課題の整理
- 3 地域における就労課題を協議する。

<重点課題に対する取り組み報告>

1 第1回 9月7日(水)

(1) アフターコロナを見据えた一般就労と福祉就労の課題

<一般就労>

- ・ 全障がい種別の方が活発に就職活動を行うため、知的障がい者の就労は厳しくなっている。
- ・ コロナで休む習慣がついている方は定期的な出勤が難しくなり、生活支援や余暇支援が必要。

<福祉的就労>

- ・ B型事業所は売り上げが減ったため、受注先からの受注減や中止などが続いている。また、報酬改定で加算がなくなったことの影響が大きい。

(2) 地域における就労課題

- ・ 医療、福祉、企業、教育機関の連携がより重要になった。

2 第2回 12月15日(水)

(1) 多様な働き方への対応

- ・ 地域の就労支援へのスキルアップ(テレワーク支援含む)が求められる。

(2) 地域における就労課題

- ・ 短時間就労、障がい者雇用率達成に向けて企業のあり方、今後始まる就労選択事業について意見交換。
- ・ 開拓という視点では、懇談の場を設ける等の情報共有の場と、情報交換や情報発信が重要。

3 第3回 2月8日(水)

(1) 災害時の対応「家・職場・通勤途中」、就労支援に関連したBCPの作成についての検討

- ・ 定期的及び突発の避難訓練、その他様々な実態を取り入れて作成したことを提供事業所から説明。
- ・ 就労支援のBCPとして、通所者だけでなく定着支援の方への対応も必要と思われる。企業の災害時対応の確認、安否確認システム、地域連携の方法についての必要性を協議した。

(2) その他(アフターコロナの働き方への支援体制等)

- ・ 充実して働けている人は生活が安定している。地域で安心できる居場所が多くあると良い。
- ・ 必要な福祉サービスを積極的に活用できるよう情報提供が重要。

<次期にむけて>

- ・ 今年度出された様々な課題に対して、具体的なアクションにつなげる。
- ・ 次年度の部会は3回実施する。また今年度より早い時期の設定にし、火曜日で実施する予定。

令和5年度 足立区地域自立支援協議会 はたらく部会活動報告書

<部会の目的>

障がいのある方が、その人らしい働き方を実現できる地域づくりを目指した、地域連携及び地域資源開発のあり方を検討する。

<今期及び今年度の重点課題>

- 1 障がい者雇用の現状と地域課題を抽出する。
- 2 地域課題（企業や地域のニーズ）を踏まえて、就労選択支援や就労移行支援、就労継続支援B型などの障がい福祉サービスのあり方を検討する。

<重点課題に対する取り組み報告>

実施日：令和5年7月25日（火）・9月12日（火）・12月12日（火）

報 告：

- 1 今後、働き方の多様化や法改正といった障がいのある方の労働環境の変化が見込まれるため、対象者及び事業主に対し適切な情報提供や支援が行えるよう、支援者間で必要な情報の共有と整理を行い、全体の支援の質を向上させることが必要である。
- 2 サービスの選択肢が増える中、支援が必要な方に適切な情報が届くよう、障がいのある方の就労支援を行う関係者の情報発信力を高める必要がある。
- 3 オンラインの普及などにより情報収集や情報共有が便利になってきている反面、地域の教育・福祉・労働関係者のリアルな関わりが減ってきている。
地域でできることは「顔の見える関係作り」であり、教育・福祉・労働関係者が垣根を越えて意見交換ができる場作りが必要である。
- 4 企業と支援者の信頼関係の構築に必要なリアルコミュニケーションの場作りや体験の機会が必要である。
- 5 地域の強みを理解している関係機関の立場を超えた連携を促進し、仕事と人のマッチングを図るアクションが求められている。

* 詳細は別紙のとおり。

<次期にむけて>

- 1 次年度の部会も今年度同様に3回実施する。
- 2 委員間での意見交換は活発になってきているが、地域での具体的な取り組みにつながるように、これまで共有した様々な課題に対して、具体的なアクションにつなげることが必要。次年度以降はワーキングやセミナーなども実施したい。

【第1回 7月25日（火）】

1 協議内容

（1）障がい者雇用の実情と就労支援の課題について

事業主の抱えるニーズとして、①対象者の加齢に伴う支援の必要性和自己理解、②グレーゾーンと思われる従業員への対応についてが挙げられた。就労系福祉サービスについては、工賃向上や支援の質といった点が課題として取り上げられた。

（2）法改正を見据えた就労支援ニーズと障がい福祉サービスのあり方について

来年度の法改正に向けて、雇用率の向上や短時間労働に対応するための情報共有の場作りについてと、対象者及び事業主に対し適切な情報提供や支援ができるよう、支援の質を向上させていくことの必要性について情報を共有した。

2 まとめ

働き方の多様化や法改正といった労働環境の変化に伴い、障がいのある方の働き方の支援においても支援者間で情報の共有と整理を行い、全体の支援の質を向上させることが必要である。また、地域の強みを理解している関係機関の立場を超えた連携を促進し、仕事と人とのマッチングを図るアクションが求められている。

【第2回 9月12日（火）】

1 協議内容

（1）就労継続支援B型事業所における工賃向上の取り組み事例

高単価商品や地域の企業とのコラボレーションについて先進的な事例を取り上げ、地域内で考えられる企業等との連携について検討した。

（2）障がい者雇用及び就労支援における情報の整理・共有・発信

障がいの理解や障がい者雇用について、以前よりは世間に認知されるようになったものの、まだ知られていない情報も多く、積極的な情報発信の必要性を確認する機会となった。

一方で、顔が見える環境の中で得られる信頼できる情報が有益となることから、地域での情報交換の場作りの必要性について共有した。

2 まとめ

時代の変化に伴い、障がいのある方の働き方にも創意工夫が必要になっている。サービスの選択肢も増えている中、支援が必要な方に適切な情報が届くように、情報発信力を高める必要がある。また、地域でできることとしては「顔が見える関係作り」であり、教育・福祉・労働それぞれの関係者が垣根を超えて意見交換ができる場作りが必要である。

【第3回 12月12日（火）】

1 協議内容

（1）地域での就労支援の意義について

社会全体として「人材不足」という課題があり、障がい者雇用と就労支援はその解決を担う役割がある。地域の課題と企業が求めるニーズを理解し、人手不足を解消するというスタンスが重要であることを共有した。

（2）職業リハビリテーションに基づく支援について

昨今は、障がい者の求人情報も多く、就職のための支援に以前ほど手間がかからなくなった。その一方で、支援者の体験の場がなくなり、マッチングを図るための細かな調整など就労支援の手法が共有できないことが課題である。その為、リアルなコミュニケーションが取れる体験の場が必要であることを共有した。

2 まとめ

オンラインの普及などにより情報収集や情報共有が便利になってきている反面、地域における教育機関や就労支援機関、企業といった立場を超えたリアルな関わりが減ってきている。信頼関係の構築に必要なリアルコミュニケーションの場づくりや体験の機会の必要性について共有した。

【次期にむけて（再掲）】

- 1 次年度の部会も今年度同様に3回実施する。
- 2 委員間での意見交換は活発になってきているが、地域での具体的な取り組みにつながるように、これまで共有した様々な課題に対して、具体的なアクションにつなげることが必要。次年度以降はワーキングやセミナーなども実施したい。

令和4年度 足立区地域自立支援協議会 こども部会活動報告書

<部会の目的>

さまざまな立場からこどもの支援にかかわっている足立区内の15の機関・団体関係者が一堂に会し、区内の子どもの置かれている状況の共通理解と情報共有、更には課題の共有を図る。また、そこから建設的かつ具体的に関係者が単独あるいは協働してやるべきこと、やれたら良いことを考え、行政に向けての提案などに繋がる協議・議論を多面的かつ具体的に展開する場とする。

<今期及び令和4年度の重点課題>

- (1) 各機関のなりたちや活動内容等について情報共有し、より深い連携をすすめるための基盤をつくる。
- (2) 支援を受ける児を取り巻く家庭環境や、その抱える構造的な課題について話し合い、適切な支援、援助について考えていく。

<重点課題に対する取り組み>

- (1) 第1回 7月20日（書面開催）

各機関へ活動内容や家庭への支援について、人材確保や人材育成、こども部会で検討したいことについてのアンケートを実施。集まったアンケートを冊子にし、各機関に郵送し共有した。

- (2) 第2回 9月29日 14時から16時

アンケートをまとめたものと地域アドボケーターについての資料を配付し、各機関の現状やさまざまな課題についての意見を出し合う。アドボケーターについての役割や機能についての認識を共有し、どんな場面で必要か、求められる機会が多い場面はどんなところか、など具体的な意見交換をした。

- (3) 第3回 2月10日 14時から16時

第2回の話し合いを受け更に深めていくため、情報不足や意見交換できなかった部分についてオブザーバを加えて話し合った。講演会として事業の説明や学齢期の支援の現状を共有し、各機関としてできる支援や、連携できることについて考えた。次年度を見据えて協議の内容を整理した。

<次年度にむけて>

- ・幅広い領域から参加している委員が、それぞれの機関で抱える課題を共有し、解決につながるための提案をしていく。
- ・困難事例を共有し、引き続きオブザーバを加えて各機関からの専門的な助言や意見等を協議・連携をすることで、より広い視野での対応や取り組みへと繋げていく。
- ・協議の結果を、必要に応じて発信していく。

令和5年度 足立区地域自立支援協議会 こども部会活動報告書

<部会の目的>

さまざまな立場からこどもの支援にかかわっている足立区内の15の機関・団体関係者が一堂に会し、区内の子どもの置かれている状況の共通理解と情報共有、更には課題の共有を図る。また、そこから建設的かつ具体的に関係者が単独あるいは協働してやるべきこと、やれたら良いことを考え、行政に向けての提案などに繋がる協議・議論を多面的かつ具体的に展開する場とする。

<今期及び令和5年度の重点課題>

- (1) 各機関のなりたちや活動内容等について情報共有し、より深い連携をすすめるための基盤をつくる。
- (2) 支援を受ける児を取り巻く家庭環境や、その抱える構造的な課題について話し合い、適切な支援、援助について検討し、提案する。

<重点課題に対する取り組み>

- (1) 第1回 6月27日(火) 14時から16時

前半は小谷部会長より「こども家庭庁開設に伴う今後のこども施策について」をテーマに講演し、こども家庭庁ができたことでどのような成果が期待できるのかについて理解を深めた。

後半は、リーフレット等をもとに各機関・団体の紹介と現在課題と感じていることや法改正への対応等について情報交換した。

- (2) 第2回 9月5日(火) 14時から16時

事前に協議のテーマ「足立区で障がいのあるこどもたちが一生穏やかに過ごすために、こども時代に何をすべきか？地域でできることは何であるか？」を示し、①課題として感じていること、②課題解決に向けて取り組んでいること、③他の機関に望むこと、の3点について分科会形式で協議し、全体会で共有した。

- (3) 第3回 1月30日(火) 14時から16時

第2回の協議について情報共有ができなかった部分について、おもに保護者の団体の委員からあらためて発表していただいた。それを受けて、『連携』について協議し、こどもの成長に対応した「縦の連携」についてはある程度できていることを確認した。

<次期にむけて>

- (1) 次期は「横の連携」をテーマに、顔の見えるつながりについて検討していく。
- (2) 部会の会場について、あしすとだけでなく委員の所属機関で持ち回りで実施し、施設見学を兼ねることで理解を深めていく。

令和4年度 足立区地域自立支援協議会 相談支援部会活動報告書

<部会の目的>

障がい児・者が地域で安心・安全な生活を送るために必要な、相談支援に関する諸課題を検討・整理し相談支援体制をより充実させるとともにその仕組みづくり等について検討する。

<今年度の重点課題>

- (1) 相談支援の視点から足立区の地域の強みと課題を抽出する。
- (2) 相談支援体制や機能充実のため、各種団体との連携のあり方を協議する。
- (3) 相談支援従事者の資質向上の取り組みについて協議する。

<重点課題に対する取り組み>

今年度は重点課題(1)の取り組みに重点を置き、年4回の専門部会を通して情報共有、意見交換等を実施した。

- (1) 第1回 令和4年 7月 6日(水) 午後2時から
 - ・ 令和4年度活動計画について
 - ・ 相談支援の立ち位置から見える足立区の地域課題についての意見交換
各委員が日頃の相談場面において課題と感じていることを事前アンケートにより集約し、それらを専門部会で共有した。意見交換により足立区の地域課題を8項目に整理した。
- (2) 第2回 令和4年 9月26日(月) 午後2時から
 - ・ 相談支援の立ち位置から見える足立区の地域課題についての意見交換
第1回で整理した8つの課題のうち、今後優先して取り組むべき課題についての意見交換を実施した。
- (3) 第3回 令和4年12月22日(木) 午後2時から
 - ・ 相談支援の立ち位置から見える足立区の地域課題についての意見交換
前回までの内容を踏まえ、それぞれのライフステージに対応する地域資源情報一覧を作成。あわせて、各委員から事前提供された相談事例を事例集としてまとめ、専門部会の中で事例報告および事例に対する支援のあり方等の意見交換を実施した。
- (4) 第4回 令和5年 2月22日(水) 午後2時から(予定)
 - ・ 相談支援の立ち位置から見える足立区の地域課題についての意見交換
相談事例から足立区の地域資源の強みと課題等について意見交換する予定

<次年度の取り組み>

引き続き重点課題の検討に取り組む。実施回数は年3回とする。

ライフステージ	乳児・幼児期 ～6歳未満	学童・青年期 ～15歳未満	青年期 ～18歳頃	青年・成人期 ～22歳頃	成人期 ～30歳頃	成人・壮年期 ～64歳	老年期 65歳～
個人・課題	早期発見 → 早期療育	特別支援教育 →	生活支援	就労支援 →	自立支援(経済・訓練)	居宅支援 →	貢献身上監護(親亡き後) → 高齢・終末期支援
家族支援	受容期支援	きょうだい支援	親離れ・子離れ		親自身の高齢化		
法令・制度	障害者総合支援法						
	児童福祉法					介護保険法	
意思決定支援 (相談支援)	障害者権利条約 ・ 障害者差別解消法 ・ 障害者虐待防止法 ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 ・ 成年後見制度						
	障害児相談支援・障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助				基本相談支援 基本相談支援		
行政系相談 サービス(区)	①子ども支援センターげんき(子どもと家庭の相談・発達に関する相談・教育相談)			②男女参画プラザ(女性の悩み相談、DV相談・男性DV電話相談・LGBT相談) ③消費者センター(消費生活相談)			
				④あだちワークセンター(職業相談・職業紹介)・足立区勤労福祉会館(内職相談)・シルバー人材センター(高齢者就業相談)			
	⑥あだち保健所・各保健センター(育児相談・育児相談・心の健康相談・感染症の相談・各種健康相談・難病の相談)						
	⑦生涯学習センター(カルチャースクールの講座、教室等学習相談)						
	⑧福祉事務所(福祉相談・生活保護相談・ひとり親相談・女性相談・児童相談・家庭相談)						
	⑨地域包括支援センター(高齢者相談)						
地域生活	⑩障がい福祉課(福祉相談・決定・各種手当)・障がい福祉センター(障がいのある方の就労に関する相談・障がい福祉に関する相談)						
	⑪スポーツ振興課(スポーツコンシェルジュ)(障がい者の運動・スポーツに関する相談)						
	⑫くらしとしごとの相談センター(仕事、生活、家庭問題などの相談・ひきこもり相談)						
	地域生活支援拠点・足立区地域自立支援協議会(本会議、部会:相談・はたらく・くらし・こども・権利擁護【差別解消支援地域協議会】・精神医療)・にも包括 要保護児童対策地域協議会・医療的ケア児ネットワーク協議会・足立区グループホームネットワーク・足立区居住支援協議会・地域連携ネットワーク協議会(権利擁護支援)・足立区地域包括ケアシステム推進会議・絆の安心ネットワーク こども発達支援事業所ネットワーク・相談支援事業所ネットワーク・障がい者福祉施設ネットワーク・就労支援ネットワーク・障がい者相互支援ネットワーク会(Aふらんき)・高次脳機能障がいネットワーク						
地域(広域)機 関・整備等	児童相談所・相談支援事業所・居宅介護支援事業所・基幹包括支援センター・権利擁護センターあだち(日常生活支援地域権利擁護事業等)・法律事務所						
保育・療育・ 教育・子育て	かかりつけ医・専門医療機関・訪問看護・訪問リハビリ・訪問診療						
	保育・療育・教育 保育所等:保育園・こども園・幼稚園 就学前教育:障害児保育・特別		義務教育:通常学級・特別支援学級・特別支援学校・訪問教育 学童保育 高等教育:高等学校・特別支援学校・専門学校・大学		一般就労の促進: 障害者職業センター・障害者職業能力開発校・ハローワーク 東京しごと財団・労働基準監督署		
	障害児通所支援(児童発達支援センター(うめだ・あけぼの学園、あしすとひよこ) 児童発達支援(各事業所)・放課後等デイサービス(各事業所)・保育所等訪問支援(各事業所)				就労支援センター(あしすと雇用支援室) 就業・生活支援センター(TOKYO就業・生活支援センター)		介護保険サービス(デイサービス・ホームヘルプ・グ ループホーム 有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅
	ファミリーサポート・こどもショートステイ・こどもトワイライトステイ・子育て応援とうきょうパスポート						
障がい福祉 サービス系	ホームヘルプ ・ 行動援護 ・ 同行援護 ・ 短期入所 移動支援 ・ あいあいサポート						
	施設入所支援 ・ GH ・ 居住サポート						
手当・年金 生活保障等	生活介護・自立訓練・地域活動支援センター・就労継続支援・就労移行支援・福祉的就労・作業所						
	児童育成手当(育成・障害)(国)・児童扶養手当(国)・特別児童扶養手当(国)・障害児福祉手当(国)			難病患者福祉手当(区)・特別障害者手当(国)・障害者福祉手当(区)・重度心身障害者手当(都)			
人的資源	生活保護 障害基礎年金・障害厚生年金・心身障害者扶養共済制度						
	相談支援専門員・後見人・民生児童委員・障がい者相談員・当事者団体(きょうだいしまいの会・手をつなぐ親の会・肢体不自由児者父母の会等)・家族会・ペアレントメンター・ケアマネ・地域住民・町会・ボランティア・保護司・人権推進員・医師・弁護士・司法書士・社労士・社会福祉士						
くらしの情報	障がい者週間記念事業・各法人の催し・各種イベント参加・地域交流・障がい者スポーツ・こども食堂・ふれあい・絆サロン						
	バリアフリー:交通機関・公共施設・住宅・情報 ・ 防災 ・ 防犯 権利擁護:第三者評価・苦情解決委員会 苦情受付(基幹地域包括支援センター) 合理的配慮・差別解消・合理的配慮:東京都広域相談員						
	あだち子育てガイドブック(子ども政策課) 医療的ケア児サポートブック 障がい者のしおり(障がい福祉課) 足立区行政サービス案内(報道広報課) 介護なび・あだち 暮らしの中の医療情報ナビ(都 医療政策課) 進路攻略本(企業経営支 援課)						

令和5年度 足立区地域自立支援協議会 相談支援部会活動報告書

<部会の目的>

障がい児・者が地域で安心・安全な生活を送るために必要な、相談支援に関する諸課題を検討・整理し相談支援体制をより充実させるとともにその仕組みづくり等について検討する。

<今期及び今年度の重点課題>

- 1 相談支援の視点から足立区の地域の強みと課題を抽出する。
- 2 相談支援体制や機能充実のため、各種団体との連携のあり方を協議する。
- 3 相談支援従事者の資質向上の取り組みについて協議する。

<重点課題に対する取り組み>

今期は重点課題の【1】についての取り組みを中心に情報共有、意見交換を実施し成果物を作成した。重点課題に関する協議経過は以下のとおり。

- (1) 第1回 第1回 令和5年 6月 22日(木) 午後2時から
ア 相談支援の立ち位置から見える足立区の地域課題についての意見交換
① 足立区の社会資源情報についての意見交換（分野、事業内容、問合せ先等、項目ごとに整理）
② パソコンを活用して作成した事業所マップについての意見交換
- (2) 第2回 令和5年 9月 21日(木) 午後2時から
ア 相談支援の立ち位置から見える足立区の地域課題についての意見交換
① パソコンを活用して作成した事業所マップの体験、意見交換
② AIを活用した相談支援の体験、意見交換
- (3) 第3回 令和5年12月 13日(水) 午後2時から
ア 相談支援の立ち位置から見える足立区の地域課題についての意見交換
① 今年度の取組のまとめ
② 今後相談支援部会として取り組みたいことについての意見交換

<次期にむけて>

- 1 充実した相談支援体制についての協議
(1) ICTを活用した相談支援についての検討
(2) モニタリング結果の検証について検討
- 2 福祉まるごと相談について
(1) 福祉まるごと相談課の業務内容を知る

足立区の社会資源マップの例（相談支援事業所一覧の場合）

Pc画面

☰
あ 足立区の資源マップ...
🔍

足立区あしすと

☒ 計画相談支援（児童）.xlsx

^

- ① 足立区障がい福祉センター自立生活支援室
- ② うめだ・あけぼの子ども相談支援センター
- ③ あだちの里相談支援センター
- ④ 株式会社ベル訪問介護ステーション
- ⑤ ハートぽっぽ相談支援事業所
- ⑥ ぽぽらーと相談室
- ⑦ 成仁 相談支援事業所
- ⑧ 相談室あだち
- ⑨ 相談支援 S O ・ S I ・ R E ・ M I
- ⑩ ぶらちな相談支援センター
- ⑪ のんの相談支援事業所
- ⑫ 相談支援事業所夢工房
- ⑬ スマイル相談支援センター
- ⑭ 相談事業所 ディオープ
- ⑮ さばーと西新井
- ⑯ 相談室とまりぎ
- ⑰ リスpondコミュニティ相談支援事業所

☐ 計画相談支援（身体）.xlsx

☒ 計画相談支援（精神）.xlsx

v

- ① 足立区精神障がい者自立支援センター
- ② あしたば相談支援センター

←
うめだ・あけぼの子ども相談支...
📍

事業所名
うめだ・あけぼの子ども相談支援センター

No.
2

法人・設置者名
社会福祉法人からしだね

事業所住所
東京都足立区梅田 7-1-2-15

事業所電話番号
03-3848-1197

指定年月日
9/1/2012

障害児
c

ホームページ等
<http://umeda-akebono.or.jp/soudan/>

足立区の社会資源マップの例（グループホーム一覧の場合）

Pc画面

☰
あ 足立区の資源マップ...
🔍

共同生活援助（グループホーム）

表示回数 23 回

公開: 2023年12月11日

共有 編集

☒ 足立区境界
 ↳ ライン1

☐ 共同生活援助（身体）.xlsx
☐ 共同生活援助（難病）.xlsx
☐ 共同生活援助（精神）.xlsx
☒ 共同生活援助（知的）.xlsx

① あだちの里地域生活支援センター秋桜寮
 ② あだちの里地域生活支援センターなすな寮
 ③ あだちの里地域生活支援センター杉田寮
 ④ あだちの里地域生活支援センターあじさい寮
 ...他 95 個

クリックすると⑤以降の事業所が表示される

Google マイマップで作成した要素

←
あだちの里地域生活支援セン...
📍

事業所ユニット名

あだちの里地域生活支援センター秋桜寮

No.

1

法人・設置者名

社会福祉法人あだちの里

事業所住所

東京都足立区保木1-25-12

電話番号

5851-8923

知的

○

ホームページ等

<https://a-sato.or.jp/publics/index/105/>

令和4年度 足立区地域自立支援協議会 権利擁護部会活動報告書

＜部会の目的＞

地域における障がい者差別、合理的配慮、権利擁護の事例等について障がい者、関係団体、事業者等と情報を共有し、障がい者差別の解消及び合理的配慮、権利擁護の推進について検討する。

＜今年度の重点課題＞

- (1) 障がい者差別の解消、合理的配慮の推進について情報共有、検討を行う。
- (2) 成年後見制度の理解や利用促進について、事例を通して検討を行う。

＜重点課題に対する取り組み＞

- (1) 区における成年後見制度の取り組みや事例を用いた課題の共有、検討
 - ア 成年後見制度の概要、権利擁護センターや高齢福祉課権利擁護推進係が担う役割、申立て件数などの区の現状を共有した。
 - イ 具体事例を用いて課題を共有し、成年後見制度への理解と重層的な支援体制の重要性を確認した。
- (2) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を受け、情報取得に係る障がい者への合理的配慮について、協議した。
 - ア 区が実施している合理的配慮を紹介。
 - イ 音声コード付き印刷物や遠隔手話サービス等ハード面だけでは行き届かない配慮について、知的障がいや精神障がい者の特性を事例として意見交換した。
 - ウ 障がいの特性に応じた合理的配慮の提供に必要と思われるツールや仕組み、地域の障がい者への理解促進に向けた取り組みについて、アンケート調査を実施し意見を共有した。

＜次年度の取り組み＞

引き続き、障がいを理由とする差別の解消や障がい者の権利擁護について、具体的な課題の収集と共有を図り、課題解決に向けた検討・取り組みを進めていく。

令和5年度 足立区地域自立支援協議会 権利擁護部会活動報告書

＜部会の目的＞

地域における障がい者差別、合理的配慮、権利擁護の事例等について、障がい者、関係団体、事業所等と情報を共有し、障害者差別の解消及び合理的配慮、権利擁護の推進について検討する。

＜今期及び今年度の重点課題＞

「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」、「成年後見制度」等の障がい者の権利を支える法律や制度等に深く関わる「国連の障害者権利条約」について知る。

昨年度の日本に対する審査と勧告の概要、条約批准の背景や基本的な内容について確認し、その上で部会の目的である検討をしていく。

＜重点課題に対する取り組み＞

障害者権利条約について学ぶとともに、合理的配慮等が実施されるためには、障がい特性の理解が重要であることを、当事者からの事例紹介等を通して部会で認識した。

＜次期にむけて＞

来年度より事業所等における合理的配慮が義務化されるにあたり、障がい特性の理解を深めるための取り組みを行っていくことが重要である。来年度も引き続き検討していく。

令和4年度 足立区地域自立支援協議会 精神医療部会活動報告書

<部会の目的>

精神障がい者の支援に関する連携及び調整

<令和4年度の重点課題>

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議及び情報共有

<重点課題に対する取り組み報告>

1 第1回 8月10日（水） ※ オンライン開催

（1）主なテーマ

ア 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかるワーキンググループ（以下「WG」）の経緯について

イ WGでの事例検討結果及び抽出した地域課題について

（2）意見交換等

ア 初めに、WG立ち上げの経緯と今年度より精神医療部会（以下「部会」）とWGを同時並行で進めている経過について説明を受け、部会として了解した。

イ 第1回の部会までに実施した3回のWGでの事例検討結果及びそこで抽出された地域課題について報告を受け、意見交換を行った。

2 第2回 12月12日（月）

（1）主なテーマ

ア WGでの事例検討結果及び抽出した地域課題のまとめについて

イ 次年度のWGについて

（2）意見交換等

ア 第2回の部会までに実施した3回のWGでの事例検討結果及びそこで抽出された地域課題についての報告を受け、意見交換を行った。

イ 今年度、全6回にわたって実施したWGのまとめとして、抽出した地域課題とそれらを分類分けしたことについての説明を受け、意見交換を行った。

ウ 次年度のWGの進め方について、意見を交わした。

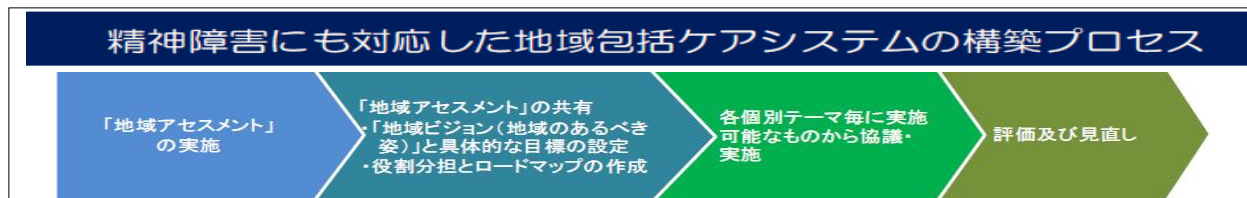
<次期にむけて>

部会での意見を踏まえ、次年度のWGは事例検討及び地域課題解決に向けた検討の双方について行う方向で調整する。

部会はその報告を受け、協議を行っていく。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（「にも包括」）の構築にかかるワーキンググループの経過について

厚生労働省の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築プロセス」に基づき、足立区でも構築推進を図ってきた。



（厚生労働省「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き」より）

1 ワーキングの経過

令和3年度、ワーキンググループ※¹において、構成要素※²ごとに足立区の地域アセスメント（現状の把握と課題の抽出）を行い、令和4年度は、個別事例検討から地域課題の抽出を行なった。

※¹ 区内地域移行支援事業所を中心としたメンバーで構成

※² R3.3.18「にも包括の構築に係る検討会」最終報告に示された「にも包括」を構成する7つの要素

【表1】

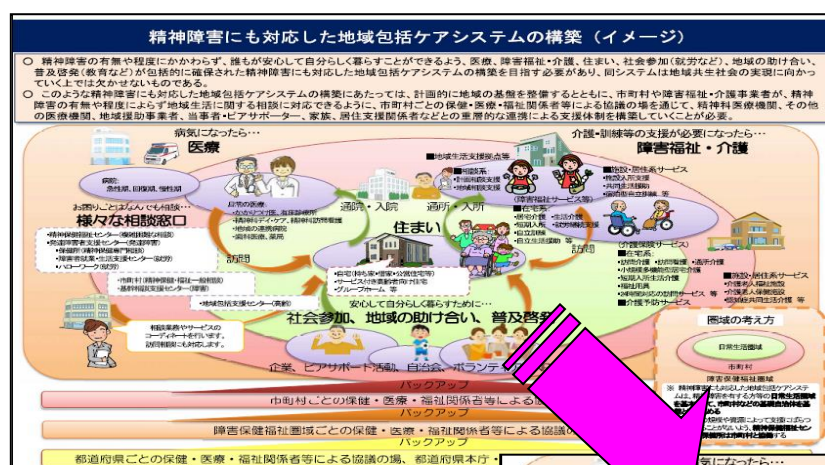
日時	内容	
R3.11.8	第1回WG 地域アセスメントの方法について検討	
（宿題）	構成要素ごとに地域アセスメント表の書き込み	
R3.12.1	第2回WG 構成要素ごとに現状・課題を検討。共通課題として「相互理解」「人材育成」と整理。今後実施すべき内容を確認。	
日時	内容	参加者
R4.5.25	第1回WG 野中式事例検討①	12人（WGメンバー、都立精神保健福祉センター、相談支援センターあらかわ、精神保健係）
R4.6.10	第2回WG 野中式事例検討②	14人（WGメンバー、都立精神保健福祉センター、相談支援センターあらかわ、精神保健係、医療機関）
R4.6.20	第3回WG 野中式事例検討③ 1～3回の事例検討から 地域の課題を検討	17人（WGメンバー、都立精神保健福祉センター、相談支援センターあらかわ、精神保健係、保健センター）
R4.10.14	第4回WG 野中式事例検討④	16人（WGメンバー、都立精神保健福祉センター、相談支援センターあらかわ、精神保健係、保健センター）

日時	内容	参加者
R4. 11. 8	第5回WG 野中式事例検討⑤	13 人（WG メンバー、都立精神保健福祉センター、相談支援センターあらかわ、精神保健係、保健センター）
R4. 11. 29	第6回WG 野中式事例検討⑥	20 人（WG メンバー、都立精神保健福祉センター、相談支援センターあらかわ、精神保健係、医療機関、保健センター、あだちの里相談支援センター）

2 ワーキンググループで検討した結果

【表2】

課題	資源・情報をどうつないでいくか（連携）
あるべき姿	連携により、多くの機関が資源や情報を活用し、協力し合って精神障がい者を支える地域
実現のための 取り組む内容	・多職種・多分野がつながる仕組みの構築 ・基幹相談機関の機能の充実 ・ファシリテーター（進行役）の育成 ・互いが話し合える場をつくる ・支援者が相談できる場をつくる
具体的な目標	・多職種・多分野が参加する会議の開催（保健センターの地域ケア会議の活用等） ・ファシリテーター養成研修の実施



【足立区の将来像】

多職種がつながり、
連携が取れている状況
（支援の輪が強くなるイメージ）



6 事例の地域課題を「にも包括」の7つの構成要素に分類する

	地	医	住	社	当	家	人
	地域精神保健及び障害福祉	精神医療の提供体制	住まいの確保と居住支援	社会参加	当事者・ピアサポーター	精神障害を有する方等の家族	人材育成
	○ 市町村における精神保健に関する相談指導等について、制度的な位置付けを見直す。 ○ 長期在院者への支援について、市町村が精神科病院との連携を前提に、病院を訪問し利用可能な制度の説明等を行う取組を、制度上位置付ける。	○ 平時の対応を行うための「かかりつけ精神科医」機能等の充実を図る。 ○ 精神科救急医療体制整備をはじめとする精神症状の急性増悪や精神疾患の急性発症等により 危機的な状況に陥った場合の対応を充実する。	○ 生活全体を支援するという考えである「居住支援」の観点を持つ必要がある。 ○ 入居者及び居住支援関係者の安心の確保が重要。 ○ 協議の場や居住支援協議会を通じた居住支援関係者との連携を強化する。	○ 社会的な孤立を予防するため、地域で孤立しないよう伴走し、支援することや助言等を行うことができる支援体制を構築する。 ○ 精神障害を有する方等と地域住民との交流の促進や地域で「はたらく」ことの支援が重要。	○ ピアサポーターによる精神障害を有する方等への支援の充実を図る。 ○ 市町村等はピアサポーターや精神障害を有する方等の、協議の場への参画を推進。	○ 精神障害を有する方等の家族にとって、必要な時に適切な支援を受けられる体制が重要。 ○ 市町村等は協議の場に家族の参画を推進し、わかりやすい相談窓口の設置等の取組の推進。	○ 「本人の困りごと等」への相談 指導等や伴走し、支援を行うことができる人材及び地域課題の解決に向けて関係者との連携を担う人材の育成と確保が必要である。
R3にまとめた課題	・ タイムリーな支援システム ・ 多数ある支援を使いこなすマネジメント力 ・ 計画相談事業所の数 ・ 長期入院者のいる病院への働きかけ	・ 医療・福祉の相互の理解はどうか。 ・ 病院内での職種により、制度の理解度が違う。 ・ 病院の地域移行事業所受入れ体制。	・ 不動産屋や新規グループホーム等の障がいへの理解 ・ 居住支援法人との連携	・ 就労以外での社会参加（居場所づくり） ・ 情報発信	・ ピアサポーターの養成と研修 ・ 活躍の場 ・ 雇用につながる働きかけ	・ 家族への支援体制（理解、高齢化）	・ 多数ある連絡会等のつながり ・ 医療と福祉の連携 ・ 事例検討での研修の場
1事例目	・ 情報共有・活用の充実（基幹など） ・ 理解してもらえる地域づくり ・ 一緒に考えてくれるシステム（簡単に）			・ エネルギーをそそげる場（スポーツ、図書館など） ・ メンバー活用の仕組み（事例検討）	・ 一緒に考えてくれるシステム（簡単に） ・ メンバー活用の仕組み（事例検討） ・ ピアサポーター同行（自立生活援助）		・ 情報共有・活用の充実（基幹など） ・ 人材育成（中核＋つなぐ） ・ 一緒に考えてくれるシステム（簡単に）
2事例目	・ 地域の中の相談の場 ・ 年齢のはざま ・ 病院→地域へのつなぎ目 ・ 情報の交通整理…この場をどうやって作っていくか ・ 相互理解…分野（教育等）を超えて…この場をどうやって作っていくか	・ 病院→地域へのつなぎ目		・ 地域の中の相談の場 ・ 年齢のはざま ・ 病院→地域へのつなぎ目	・ ピア（思春期）（先輩）の人材バンク→セルフマネジメントへ	・ 地域の中の相談の場 ・ 子どもをかかえる家族の支援	・ 教育から近づいて来てほしい ・ ピア（思春期）（先輩）の人材バンク→セルフマネジメントへ ・ 相互理解…分野（教育等）を超えて…この場をどうやって作っていくか

	地	医	住	社	当	家	人
	地域精神保健及び障害福祉	精神医療の提供体制	住まいの確保と居住支援	社会参加	当事者・ピアサポーター	精神障害を有する方等の家族	人材育成
3 事例目	・モニタリングの頻度・変更のタイミング ・ホームヘルプの支給がスムーズに出来たらよかった ・関係機関が顔の見える関係づくり（情報ネットワークの利用等） ・障がい→介護へ切り替わる時期のつなぎ。意識して関わる ・就労Bの特徴など一覧でわかるように ・グループホーム等次々増える事業所の情報をどこでどうまとめるか ・休息目的でショートステイ等使える所が1か所しかない ・色々なサービスをつないでいく仕組み	・関係機関が顔の見える関係づくり（情報ネットワークの利用等） ・医療とのつながり方 ・安定しているときにも会議が必要かも		・社協のあったかサービス ・障がい→介護へ切り替わる時期のつなぎ。意識して関わる			・年度替わりの担当の引継ぎ方 ・安定しているときにも会議が必要かも ・福祉ケースワーカーや保健所等との関わり ・関係機関が顔の見える関係づくり（情報ネットワークの利用等）
4 事例目		・医療中断の時に、訪問する医療	・日中体験の場が欲しい ・ショートステイの日中（都事業）	・近所の方とのつながり ・同行支援（できたらいい） ・ショートステイの日中（都事業）	・ピアサポートをどうやればいいのか ・スタッフの養成をしなければ ・足立区全体でピア体制	・近所の方とのつながり	・事例検討の場（共有の場が少ない）
5 事例目	・どの機関がどんなことをしているか分かるものがあるといい ・NPO、民間団体の支援を知る機会			・町会などの地域コミュニティ ・本人の生活や困りごとを聞いてくれる人 ・登録しなくても使える地域活動支援センターのようなところ	・どの機関がどんなことをしているか分かるものがあるといい ・NPO、民間団体の支援を知る機会	・どの機関がどんなことをしているか分かるものがあるといい ・高齢分野との連携のハードル高い ・NPO、民間団体の支援を知る機会	・町会などの地域コミュニティ ・高齢分野との連携のハードル高い ・本人の生活や困りごとを聞いてくれる人 ・支援者のための相談窓口 ・支援者へ行政資源の情報提供をしてくれる人（行政支援コーディネーター） ・民生委員と顔の見えるつながり
6 事例目	・個別支援をチームにする仕組み作り ・分野別になっている取りまとめ役割（基幹 ・親・子の支援者の連携 ・相談窓口が複数になっている連携と情報共有（福祉事務所のチーム参加） ・各機関間の情報共有と動かす仕組み	・医療面・専門職が不足			・ピアサポーター・ペアレントメンターの活用		・医療面・専門職が不足 ・相談窓口が複数になっている連携と情報共有（福祉事務所のチーム参加）

令和5年度 足立区地域自立支援協議会 精神医療部会 活動報告書

<部会の目的>

精神障がい者の支援に関する連携及び調整

<今期及び今年度の重点課題>

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議及び情報共有

<重点課題に対する取り組み>

1 第1回精神医療部会（7/20）

（1）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係るワーキンググループ（以下、「WG」）の今年度の活動について

（2）長期入院者への調査について

ア 精神障がい者が地域で生活ができるよう、生活基盤の整備及び支援体制の構築を図るため、1年以上の長期入院患者に対し、退院が難しい（地域移行できない）要因を医療機関等と連携して調査していくことを報告した。

イ 調査は以下のとおり第三段階形式で進めて行く予定とした。

① 第一段階：区内の精神科病院に1年以上入院している人数等の調査

② 第二段階：第一段階の報告に基づき、各病院の長期入院患者ごとに個別入院状況等の調査

③ 第三段階：第二段階から対象者を抽出し、個別のヒアリングを実施

2 第2回精神医療部会（12/21）

（1）WGの活動報告と長期入院者への調査の進捗状況報告

第一段階までは調査が終了したため、年度内に第二段階の調査を行う。第三段階のヒアリング調査については、令和6年度上半期中に実施予定。

<次期に向けて>

長期入院者への調査等において明らかになった地域課題の結果を踏まえ、引き続き、地域移行や地域課題等の解決に向けた取り組みについて協議していく。

「足立区障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画【素案】」
に対する協議会からの意見の聴取について

1 意見聴取の位置づけ

《市町村障害福祉計画》 計画を定め、変更しようとする場合は、あらかじめ協議会の意見を聴くよう努めなければならない。 (障害者総合支援法第88条第9項より抜粋) 《市町村障害児福祉計画》 計画を定め、変更しようとする場合は、あらかじめ協議会の意見を聴くよう努めなければならない。 (児童福祉法第33条の20第9項より抜粋) 市町村障害者計画(障害者基本法第11条第3項)は協議会の意見聴取についての規定はないが、障害福祉計画、障害児福祉計画は市町村障害者計画と調和が保たれたものでなければならないと規定されているため、一体的に協議会の意見を聴いている。
--

2 意見聴取を行った協議会

令和5年度第2回足立区地域自立支援協議会本会議(令和5年12月19日開催)

3 意見内容

※ パブリックコメント・団体ヒアリングに同様または類似の意見があるもの

No	聴取した主な意見
【くらし】「いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現」に関する こと	
1 ※	「強度行動障がい者への支援ニーズ把握と支援体制整備」について、区がニーズ把握に取り組むことに期待するが、今後の取り組みを検討するにとどまらず、この計画期間内に支援体制の構築まで実施してほしい。
2	「障害児の地域社会への参加・包容の推進体制構築」について、保育所併設の児童発達支援等、足立区には先進的な実践例があるので、さらに広めて欲しい。
3	「医療的ケア」について、区内の複数の大学と特別支援学校等が連携した、研究も進められており、先駆的な実践として取り上げて欲しい。
「サービス見込量及び確保のための方策」に関すること	
4	自立生活援助は重要なサービスと感じる。目標値が少ないのではないかと。
【ひと】柱立て(1)「さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成」に関する こと	
5 ※	障がい者施設でのインターンシップについて、人材確保・育成の観点から非常に重要であり、目標値を上げて欲しい。

【くらし】柱立て(1)「乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築」に関すること	
6	「早期発見・相談・療育のしくみづくり」について、妊娠中からの切れ目のない支援を進めて欲しい。
【まち】柱立て(2)「便利で快適な道路・交通網の整備(都市基盤の整備)」に関すること	
7 ※	「安全な駅の整備」について、東武スカイツリーライン堀切駅はエレベーター等がなく、ホームに傾斜があり、電車とホームの間が広く離れている個所もあり、バリアフリー化を進めてほしい。
全体	
8	障がい福祉全般において、ホームページ公開やスマートフォン検索他、時代のニーズに対応したICTでの情報発信が必要である。計画において、明文化してはどうか。
全体	
9	障がい福祉における ICT の活用は、人材不足の解消、相談や見守りツールとしての活用等、国レベルでも議論されており、その視点でも取り組むべき課題である。

この2年間に協議された主な内容・抽出課題と「柱立て」

この2年間に協議された主な内容・抽出課題について「足立区障がい者計画」の“柱立て”に沿って、分類しました。協議の詳細はホームページの議事録を参照ください。

視点【ひと】	
柱立て（１） さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成	
① 人材の確保と育成が必要	各部会
② 福祉等職員の高齢化、生産年齢人口の減少を踏まえ、持続可能な人材面の課題の解消が急務 (障がい・高齢等のヘルパーの不足、専門性の向上、ICTの活用、サービスの在り方)	くらし
③ 人材育成のためには、情報共有・事例検討の場（基幹等）が必要	精神医療
④ 若年層の力・アイデア等の活用、若い世代へのアプローチ	くらし はらたく こども
柱立て（２） 障がいの理解と障がい者に対する差別解消に向けた取り組み	
① 合理的配慮や差別解消についての相談体制の充実について協議 (障がい特性の理解が重要、こどもの頃から一緒に過ごすことが大切)	権利擁護 こども
② 改正障害者差別解消法の施行、合理的配慮の提供義務化と理解の促進に向けて啓発動画の紹介。 当事者による事例報告	権利擁護
③ 医療機関における障がい者理解や受入が課題	くらし
視点【くらし】	
柱立て（１） 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築	
① こども家庭庁の開設に伴うこども施策について協議	こども
② 「縦の連携」は一定程度できていることを確認、「横の連携」のための顔の見える関係づくりを進めていく必要がある	こども
③ 成人期の施設利用を見据え、事業所探し“放活”を行う状況がある。将来に向けたアセスメントと適切な情報提供が必要	こども
柱立て（２） 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実（障害者総合支援法関連）	
① 障がい福祉サービスにおける感染拡大防止対策について協議 (事業所間のタイムリーな、情報共有、福祉・医療機関との連携の必要性)	くらし
⇒P.19 R5 別紙1 障がいのある方・家族・関係者における感染症対応の課題と対応案 ～「新型コロナウイルス感染症」についての経過、協議をもとにした提言～	
② 障がいのある方・家族の方・高齢化の課題への対応について協議 (将来を見据えた支援、医療・高齢分野との連携の必要性)	くらし
⇒P.19 R5 別紙2 障がいのある方・家族の方・介護者等の高齢化の課題について	
柱立て（３） 障がい者への虐待防止と権利擁護に向けた取り組み	
① 国連の権利条約について共有し、権利擁護の推進について検討	権利擁護
② 意思決定支援のためのチームづくりやどこかに相談すれば届く体制が重要	権利擁護

柱立て（４） 就労支援の充実（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）

- ① 障がい者雇用の現状と地域課題の抽出、就労分野の障がい福祉サービスの在り方について協議（多様な働き方への対応、就労支援の質の向上、情報提供） **はたらく**

柱立て（５） 障がい者が身近な地域で芸術・文化・スポーツを楽しめる仕組みづくり

- ① コロナ禍及び５類移行後も、感染対策をしつつ外出や交流機関を持つための工夫が必要 **くらし**
② 児童期には放課後等デイサービスがあるが、成人期の通所後の過ごし方が課題 **こども**
③ 就労以外の地域で楽しく過ごす場が必要 **精神医療**

柱立て（６） 相談支援体制の強化と、重度化・高齢化を見据えた拠点の充実

- ① 相談支援の立ち位置から見える足立区の地域課題について意見交換 **相談支援**
⇒P.24 R4 別紙 1 ライフステージに対応する社会資源一覧
⇒P.25 R5 別紙 1 パソコンを活用して作成した事業所マップ
② 家族等への支援と複合的課題への対応 **くらし** **こども** **相談支援** **権利擁護** **精神医療**
③ ピアサポーター等当事者による相談が大切 **精神医療**
④ 地域生活支援拠点等の取り組みについて意見交換 **くらし**

柱立て（７） 情報バリアフリーと意思疎通支援の充実

- ① 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の概要や、区の合理的配慮について情報交換。ハード面のみでは行き届かない配慮（知的障がい・精神障がい）について意見交換 **権利擁護**

柱立て（８） 障がい者の住まいについて

- ① 地域生活支援拠点等の「地域移行」の取り組みの中では、住まいの確保が重要 **くらし**
② 住まい探しが困難な状況があり、課題解決のためには、不動産、グループホーム、居住支援法人等の障がい理解と連携が必要 **精神医療** **権利擁護**

視点【まち】

柱立て（１） 安心・安全なまちづくりの実現

- ① 就労者の地震や水害時の対応や就労支援のBCPについて協議 **はたらく**

柱立て（２） ユニバーサルデザインの視点から便利で快適な道路・交通網の整備（都市基盤の整備）

- ① 公共交通機関の合理的配慮等について意見交換 **権利擁護**

視点【区】

柱立て（１） 地域における精神保健医療体制の基盤整備

- ① 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議 **精神医療**
⇒P.28 R4 資料 1 「にも包括」の構築にかかるワーキンググループの経過について
資料 2 6 事例の地域課題を「にも包括」の 7 つの構成要素に分類する
② 長期入院者の調査について協議 **精神医療**

柱立て（２） こども・若者の権利が守られる社会の構築

- ① ヤングケアラー、「きょうだい児」の状況等について意見交換 **こども**